

第 130 回 労働政策審議会障害者雇用分科会 議事次第

1 日時

令和 5 年 12 月 27 日（水）13:00～15:00

2 場所

オンライン・対面による開催（厚生労働省 専用 15 会議室）

3 議題

- （1）2023 年度の年度目標に係る中間評価について
- （2）その他

4 資料

資料 1－1 障害者雇用分科会における 2023 年度目標の中間評価について（案）

資料 1－2 障害者雇用分科会における 2023 年度中間評価シート（案）

参考資料 1 労働政策審議会障害者雇用分科会委員名簿

参考資料 2 2023 年度目標に対する四半期毎の実績報告

参考資料 3 令和 5 年 障害者雇用状況の集計結果

参考資料 4 いわゆる障害者雇用ビジネスに係る実態把握の取組について

障害者雇用分科会における 2023 年度目標の中間評価について（案）

2023 年度の目標として障害者雇用分科会において設定した年度目標等について、当該分科会が実施した中間評価の結果は、概ね以下のとおりである。

※ 中間評価は 2023 年 12 月時点で把握できる直近の各種指標（2023 年 4 月～9 月の数値）に基づいて行った。

（障害者雇用分科会において設定された年度目標の動向）

◎ ハローワークにおける障害者の就職件数について

<p>[2023 年度目標] 2019 年度（103,163 件）以上</p> <p>[2023 年 4 月～9 月実績] 56,269 件</p> <p>（参考）ハローワークにおける障害者の就職率 44.0%</p>

（分析）

- 2023 年 4 月～9 月のハローワークにおける障害者の就職件数は 56,269 件（対前年同期比 8.8%増）で、目標であるコロナ禍以前の 2019 年同期（55,213 件）と比較すると 1.9%上回っており、コロナ禍以前の水準に戻っている。
- これは、
 - ・ 2023 年 4 月～9 月の新規求職申込件数は 127,899 件（対前年同期比 6.4%増）で、2019 年同期（111,421 件）を 14.8%上回る水準となるとともに、
 - ・ 障害者専用求人数の全数が 127,491 件（対前年同期比 11.6%増）と 2019 年同期（125,569 件）を 1.5%上回る水準に改善したことが背景にあるものと考えられる。
- こうした背景に加え、ハローワークにおいては、障害者の雇入れ支援の更なる強化を図るため、
 - ・ 障害者雇用率未達成企業がもつ不安・課題等の丁寧な聞き取りや、理解促進のための職場実習の受け入れや支援機関の見学等の推進
 - ・ 求人者・求職者双方に希望条件の緩和を促す等による適格紹介を通じた能動的なマッチング支援
 を実施したこと等により目標を上回ったものと考えている。
- 引き続き、こうしたきめ細かなマッチング支援に取り組むとともに、障害者の職業紹介を担当する部門と事業所への指導・支援を担当する部門の連携

を強化することで、企業・障害者への支援状況の相互共有等により、能動的なマッチング機能の強化を図っていく。

◎ 障害者雇用率関係

※ 2023年度の目標の取組状況については、2024年の障害者雇用状況報告（2024年6月1日時点）の結果を踏まえて分析する予定であるため、2023年の障害者雇用状況報告（2023年6月1日）の結果に基づく2022年度目標の評価等について記載

① 障害者の雇用率達成企業割合
〔2022年度目標〕 49.8%以上
〔2022年度実績〕 50.1%（2023年6月1日時点）
〔2023年度目標〕 46.6%以上
② 障害者雇用ゼロ企業（2022年6月1日時点）のうち、新たに障害者を雇用した企業（2023年6月1日時点）の割合
〔2022年度目標〕 15.2%以上
〔2022年度実績〕 14.2%（2023年6月1日時点）
〔2023年度目標〕 15.2%以上

（分析）

- 2023年6月1日現在の障害者の雇用率達成企業割合は50.1%であり、2022年度目標（49.8%以上）を上回っており、民間企業における障害者の雇用状況については、障害者雇用数が20年連続で過去最高を更新するなど、着実に進展している。

- その主な背景及び要因としては、令和8年7月に向けて段階的に法定雇用率が2.7%に引き上げられることも受けて企業の障害者採用への意欲は引き続き旺盛であると考えられる。あわせてハローワークにおいても、対面での働きかけができない時期においても、それに限らず電話等により雇用率未達成企業に対して接触し、的確な指導等を行ったことから、実雇用率が初めて法定雇用率（2.3%）を超え、2.33%に上昇するとともに、達成企業割合も全ての企業規模において上昇したものと考えている。

- また、障害者雇用ゼロ企業（2022年6月1日時点）32,342社から2023年6月1日時点で報告対象外となった企業3,452社を除いた28,890社のうち、新たに障害者を雇用した企業は4,102社（前年差+113社）と増加した一方で、前年から引き続きゼロ企業となった企業は24,788社（前年差-362社）と減少した。これにより、ゼロ企業脱却割合は前年から0.5ポイント上昇し

14.2%となったものの、2022年度目標（15.2%以上）を下回った。

- 脱却割合が上昇しながらも目標達成までには至らなかった主な要因としては、ゼロ企業を含む雇用率未達成企業に関しては、実際に事業所訪問を行い、対面での意識啓発や支援を行うことが特に重要であると考えられるところ、依然として感染防止を理由としたハローワークによる訪問申出の拒否やテレワーク勤務による企業担当者の不在等により、障害者雇用ゼロ企業に対し、事業所訪問による機会を捉えた雇用指導を十分実施できない例が一部みられたことが考えられる。
- そのため、ハローワークにおいて、
 - ・ 全ての雇用率未達成企業に対して必ず接触を図ることとし、可能な限り事業所訪問を行い、障害者雇用に対する理解を促すとともに、各企業における障害者雇用の取組における課題を明らかにして、的確な指導等を行うこと、
 - ・ 雇用率未達成企業等における障害者雇用を促進するため、障害者の希望やニーズを踏まえた求人開拓や求人票に関する助言等の取組を一層強化すること、
 - ・ 特に障害者雇用ゼロ企業については、優先順位を設定した上で積極的な事業所訪問を行い、ニーズに応じた支援を実施すること、
 - ・ ゼロ企業の多くを占める100人未満規模の企業については、採用の準備段階から採用後の定着支援までを一貫して支援する「企業向けチーム支援」を実施すること、といった取組を着実に実施していく。
- また、障害者雇用経験のある企業が障害者雇用ゼロ企業に転じることを避けるべく、関係機関等とも連携した定着支援を積極的に実施していく。
- 加えて、今後予定される法定雇用率の引上げや除外率引下げにより、法定雇用率が未達成となることが見込まれる事業主に対して早期の働きかけを引き続き行っていく。

◎ 精神障害者雇用トータルサポーター支援実績

- | |
|--|
| ① 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合
〔2023年度目標〕 78.8%以上 |
|--|

〔2023年4月～9月実績〕 85.5%

- ② 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職に向けた次の段階へ移行した者のうち、就職した者の割合

〔2023年度目標〕 84.3%以上

〔2023年4月～9月実績〕 86.7%

(分析)

- 2023年4月～9月までの精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者(5,845人)のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者(4,997人)の割合は85.5%となっており、2023年度目標(78.8%)を上回って推移している。

- また、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職に向けた次の段階へ移行した者(4,997人)のうち、就職した者(4,331人)の割合は86.7%となっており、同様に2023年度目標(84.3%)を上回って推移している。

- これらの主な要因としては、コロナ禍で制限されていた事業所見学や職場実習が実施できるようになり、それらを通じて、求職者の就職意欲の維持向上や、自己理解の促進等が進んだことが考えられる。

- 引き続き、求職者に対して、担当者制によるきめ細かな職業相談を実施するとともに、事業主に対して、障害特性の理解の促進や雇用管理のノウハウの提供、各種支援メニューの活用を提案を行うなど、マッチングの促進に向けた支援を実施していく。

- なお、全体として目標は上回ったものの、各労働局の状況を個別に見ると、実績が目標を下回っている労働局もあり、実績が低調な労働局においては、職場実習等の支援実績が低調な場合が多かった。

- このため、事業所見学、職場実習、同行紹介等、事業所への働きかけを行っていない場合は、積極的にこれらを取り入れていくこととする。また、精神障害者雇用トータルサポーター等を対象とした研修を実施して、ナビゲーションブックや就労パスポート等の支援ツールの更なる活用を図り、障害特性や配慮事項等を整理して事業主に丁寧に伝える等の取組を着実に実施していく。

(案)

障害者就労促進

関連する2022年までの目標

○障害者の実雇用率 2.3%

(平成30年6月15日閣議決定「未来投資戦略2018-「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革-」により策定)

項目	2023年度 目標	2023年度 実績	2022年度 目標	2022年度 実績	2021年度 目標	2021年度 実績
ハローワーク における障害 者の就職件数 (参考)ハローワ ークにおける障害 者の就職率(※ 1)	103,163件 以上	56,269件 (2023年4 月9月) (参考) 44.0%	103,163件 以上	102,537件 (参考) 43.9%	89,840件 以上	96,180件 (参考) 42.9%

【障害者雇用率関係】

①障害者の雇 用率達成企業 割合(※2)	46.6%以上	2024年6月 1日時点の実 績により評価	49.8%以上	50.1% (2023年6 月1日時 点)	47.4%以上	48.3% (2022年6 月1日時点)
②障害者雇用 ゼロ企業 (2023年6月 1日時点)の うち、新たに 障害者を雇用 した企業 (2024年6月 1日時点)の 割合	15.2%以上	2024年6月 1日時点の実 績により評価	15.2%以上	14.2% (2023年6 月1日時 点)	15.2%以上	13.7% (2022年6 月1日時点)

【精神障害者雇用トータルサポーター支援実績】

①精神障害者 雇用トータル サポーターの 相談支援を終 了した者のう ち、就職に向	78.8%以上	85.5% (2023年4 月~9月)	75.6%以上	83.0%	72.8%以上	78.7%
--	---------	---------------------------	---------	-------	---------	-------

けた次の段階 (※3)へ移行した者の割合						
②精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職に向けた次の段階(※3)へ移行した者のうち、就職した者の割合	84.3%以上	86.7% (2023年4月～9月)	84.3%以上	86.2%	84.3%以上	84.5%

(備考)

※1 就職件数／新規求職申込件数。

※2 43.5人以上(2020年6月1日までは45.5人以上)規模の企業において法定雇用率を達成(注)している企業の割合。

(注) 法定雇用障害者数に不足数がないこと。

※3 ①就職(トライアル雇用含む)、②職業紹介ができる段階への移行、③職業訓練・職場適応訓練へのあっせん。

2023年度目標設定における考え方

【ハローワークにおける障害者の就職件数】

前年度実績がコロナ禍以前の2019年度実績を下回るため、2019年度実績以上と設定

【障害者雇用率関係】

① 障害者の雇用率達成企業割合

2024年4月に雇用率の引上げがあることから、過去10か年の平均伸び率及び雇用率の引上げの影響を踏まえて設定

② 障害者雇用ゼロ企業(2022年6月1日時点)のうち、新たに障害者を雇用した企業(2023年6月1日時点)の割合

直近3か年の実績が前年度目標を下回るため、引き続き前年度と同様の目標値を設定

【精神障害者雇用トータルサポーター支援実績】

① 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合

直近3か年分の実績の平均値以上と設定

- ② 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職に向けた次の段階へ移行した者のうち、就職した者の割合

直近3か年の実績が前年度目標を下回るため、前年度と同様と設定

施策の達成状況を踏まえた評価及び今後の方針

1 ハローワークにおける障害者の就職件数

2023年4月～9月のハローワークにおける障害者の就職件数は56,269件（対前年同期比8.8%増）で、コロナ禍以前の2019年同期（55,213件）を1.9%上回った。

これは、

- ・ 2023年4月～9月の新規求職申込件数は127,899件（対前年同期比6.4%増）で、2019年同期（111,421件）を14.8%上回る水準となるとともに、
- ・ 障害者専用求人数の全数が127,491件（対前年同期比11.6%増）と2019年同期（125,569件）を1.5%上回る水準に改善したこと

が背景にあるものと考えられる。

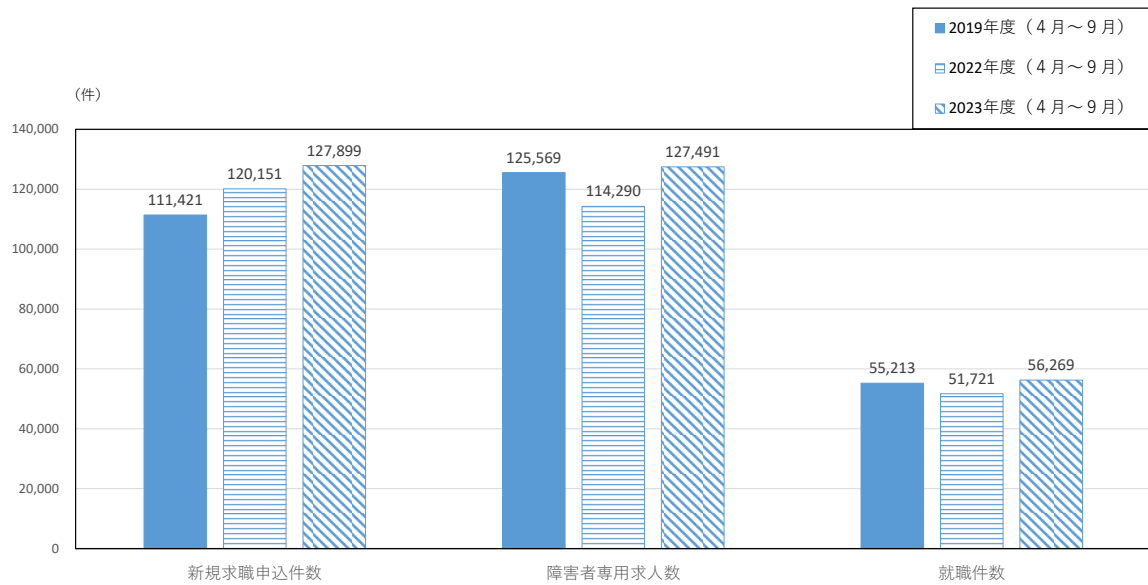
こうした背景に加え、ハローワークにおいては、障害者の雇入れ支援の更なる強化を図るため、

- ・ 障害者雇用率未達成企業がもつ不安・課題等の丁寧な聞き取りや、理解促進のための職場実習の受け入れや支援機関の見学等の推進
- ・ 求人者・求職者双方に希望条件の緩和を促す等による適格紹介を通じた能動的なマッチング支援

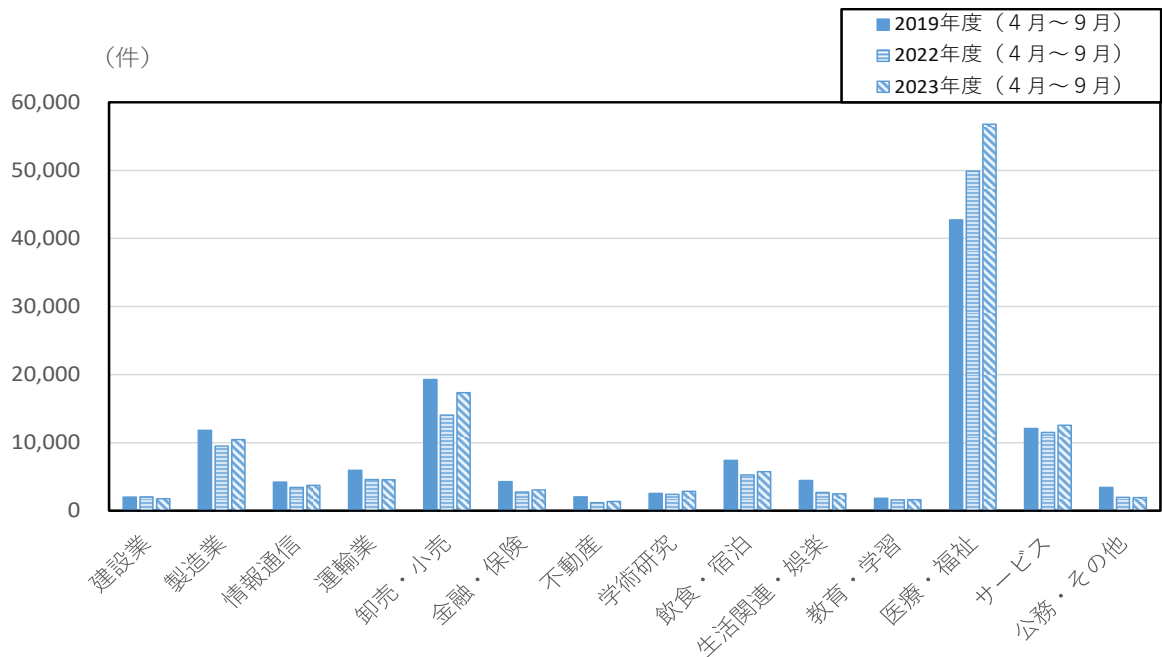
を実施したこと等により目標を上回ったものと考えている。

引き続き、こうしたきめ細かなマッチング支援に取り組むとともに、障害者の職業紹介を担当する部門と事業所への指導・支援を担当する部門の連携を強化することで、企業・障害者への支援状況の相互共有等により、能動的なマッチング機能の強化を図っていく。

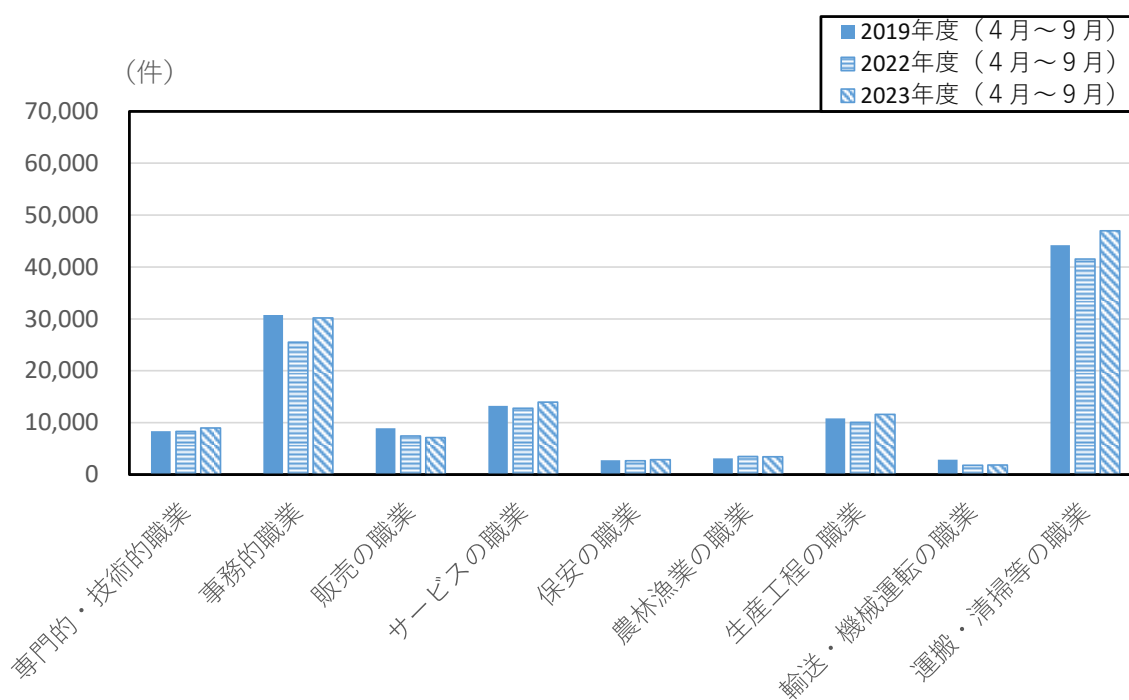
【参考1】新規求職申込件数、障害者専用求人、就職件数の年度比較（各年度4月～9月計）



【参考2】産業別障害者専用求人数（各年度4月～9月計）



【参考3】職種別障害者専用求人数（各年度4月～9月計）



※職種別専用求人数については、1000 件以上ある職種を集計。

【参考4】2023年4月～9月のハローワークにおける障害の種類別・部位別の新規求職申込件数・就職件数・就職率について

	新規求職申込件数 (①)		就職件数 (②)		就職率 (②/①)			
	(件)	前年同期 比 (%)	(件)	前年同期 比 (%)	(%)	前年同期 差 (pt)		
障害者計	127,899	6.4	56,269	8.8	44.0%	0.9		
身体障害者計	30,788	2.4	11,663	6.4	37.9%	1.4		
	視覚障害	2,244	9.2	842	9.1	37.5%	▲ 0.0	
	聴覚・言語障害	4,133	4.9	1,686	3.8	40.8%	▲ 0.4	
	肢体不自由	14,599	▲ 0.5	5,825	5.0	39.9%	2.1	
		上肢	5,582	1.6	2,253	5.4	40.4%	1.5
		下肢	7,456	▲ 3.4	3,024	5.7	40.6%	3.5
		体幹	1,303	3.9	480	2.8	36.8%	▲ 0.4
	脳病変 (※)	258	25.2	68	▲ 16.0	26.4%	▲ 13.0	
内部障害	9,390	3.6	3,218	9.6	34.3%	1.9		
知的障害者	20,993	4.1	11,437	9.1	54.5%	2.5		
精神障害者	68,528	13.2	30,671	15.7	44.8%	1.0		
その他の障害者	7,590	▲ 19.2	2,498	▲ 33.8	32.9%	▲ 7.3		

※「脳病変」とは、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を指す。

※「その他の障害者」とは、障害者手帳を所持する身体障害者・知的障害者・精神障害者以外の障害者をいい、具体的には、障害者手帳を所持しない発達障害者、難病疾患、高次脳機能障害者など。対前年度差（比）減は、ハローワークシステム刷新等の影響により、令和4年度において障害者手帳所持者が一部計上されていた影響がある。

【参考5】ハローワークにおける一般職業紹介等状況

	2023年4月～9月	対2022年4～9月比	対2019年4～9月比
就職件数（件）	604,833	▲ 1.7	▲ 21.7
新規求職申込件数（件）	2,323,150	▲ 2.1	▲ 4.6
新規求人数（人）	5,087,736	▲ 0.7	▲ 9.8

2 障害者雇用率関係

2023年6月1日現在の障害者の雇用率達成企業割合は50.1%であり、2022年度目標(49.8%以上)を上回っており、民間企業における障害者の雇用状況については、障害者雇用数が20年連続で過去最高を更新するなど、着実に進展している。

その主な背景及び要因としては、令和8年7月に向けて段階的に法定雇用率が2.7%に引き上げられることも受けて企業の障害者採用への意欲は引き続き旺盛であると考えられる。あわせてハローワークにおいても、対面での働きかけができない時期においても、それに限らず電話等により雇用率未達成企業に対して接触し、的確な指導等を行ったことから、実雇用率が初めて法定雇用率(2.3%)を超え、2.33%に上昇するとともに、達成企業割合も全ての企業規模において上昇したものと考えている。

また、障害者雇用ゼロ企業(2022年6月1日時点)32,342社から2023年6月1日時点で報告対象外となった企業3,452社を除いた28,890社のうち、新たに障害者を雇った企業は4,102社(前年差+113社)と増加した一方で、前年から引き続きゼロ企業となった企業は24,788社(前年差-362社)と減少した。これにより、ゼロ企業脱却割合は前年から0.5ポイント上昇し14.2%となったものの、2022年度目標(15.2%以上)を下回った。

脱却割合が上昇しながらも目標達成までには至らなかった主な要因としては、ゼロ企業を含む雇用率未達成企業に関しては、実際に事業所訪問を行い、対面での意識啓発や支援を行うことが特に重要であると考えられるところ、依然として感染防止を理由としたハローワークによる訪問申出の拒否やテレワーク勤務による企業担当者の不在等により、障害者雇用ゼロ企業に対し、事業所訪問による機会を捉えた雇用指導を十分実施できない例が一部みられたことが考えられる。

そのため、ハローワークにおいて、

- ・ 全ての雇用率未達成企業に対して必ず接触を図ることとし、可能な限り事業所訪問を行い、障害者雇用に対する理解を促すとともに、各企業における障害者雇用の取組における課題を明らかにして、的確な指導等を行うこと、
- ・ 雇用率未達成企業等における障害者雇用を促進するため、障害者の希望やニーズを踏まえた求人開拓や求人票に関する助言等の取組を一層強化すること、
- ・ 特に障害者雇用ゼロ企業については、優先順位を設定した上で積極的な事業所訪問を行い、ニーズに応じた支援を実施すること、
- ・ ゼロ企業の多くを占める100人未満規模の企業については、採用の準備段階から採用後の定着支援までを一貫して支援する「企業向けチーム支援」を実施すること、

といった取組を着実に実施していく。

また、障害者雇用経験のある企業が障害者雇用ゼロ企業に転じること を避けるべく、関係機関等とも連携した定着支援を積極的に実施していく。

加えて、今後予定される法定雇用率の引上げや除外率引下げにより、法定雇用率が未達成となることを見込まれる事業主に対して早期の働きかけを引き続き行っていく。

3 精神障害者雇用トータルサポーター支援実績

2023年4月～12月までの精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者(5,845人)のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者(4,997人)の割合は85.5%となっており、2023年度目標(78.8%)を上回って推移している。

また、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職に向けた次の段階へ移行した者(4,997人)のうち、就職した者(4,331人)の割合は86.7%となっており、同様に2023年度目標(84.3%)を上回って推移している。

これらの主な要因としては、コロナ禍で制限されていた事業所見学や職場実習が実施できるようになり、それらを通じて、求職者の就職意欲の維持向上や、自己理解の促進等が進んだことが考えられる。

引き続き、求職者に対して、担当者制によるきめ細かな職業相談を実施するとともに、事業主に対して、障害特性の理解の促進や雇用管理のノウハウの提供、各種支援メニューの活用を提案を行うなど、マッチングの促進に向けた支援を実施していく。

なお、全体として目標は上回ったものの、各労働局の状況を個別に見ると、実績が目標を下回っている労働局もあり、実績が低調な労働局においては、職場実習等の支援実績が低調な場合が多かった。

このため、事業所見学、職場実習、同行紹介等、事業所への働きかけを行っていない場合は、積極的にこれらを取り入れていくこととする。また、精神障害者雇用トータルサポーター等を対象とした研修を実施して、ナビゲーションブックや就労パスポート等の支援ツールの更なる活用を図り、障害特性や配慮事項等を整理して事業主に丁寧に伝える等の取組を着実に実施していく。

労働政策審議会障害者雇用分科会 委員名簿

令和5年12月27日現在

(公益代表)

○	大井 方子	高知県立大学文化学部教授
	影山 摩子弥	横浜市立大学都市社会文化研究科教授
	倉知 延章	九州産業大学人間科学部教授
	田中 克俊	北里大学大学院医療系研究科教授
◎	山川 隆一	明治大学法学部教授
○	渡邊 絹子	筑波大学ビジネスサイエンス系准教授

(労働者代表)

	内田 文子	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員
	亀田 隆仁	サービス・ツーリズム産業労働組合連合会副会長
	藤川 大輔	全日本自動車産業労働組合総連合会副事務局長
	富高 裕子	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
	門崎 正樹	全日本自治団体労働組合社会福祉局長

(使用者代表)

	清田 素弘	日本商工会議所産業政策第二部課長
	鈴木 淑子	富士通株式会社 Employee Success 本部人材採用センターマネージャー
	新田 秀司	(一社) 日本経済団体連合会労働政策本部長
	松永 恭興	(株) 日立製作所人財統括本部人財業務本部長兼人事勤労本部エンプロイヤーリレーション部長
	山口 高広	愛知県中小企業団体中央会会長、株式会社アトラスジャパン代表取締役社長

(障害者代表)

	大谷 喜博	全国手をつなぐ育成会連合会副会長
	岡本 敏美	(社福) 日本身体障害者団体連合会副会長
	新銀 輝子	(公社) 全国精神保健福祉会連合会理事
	田中 伸明	(社福) 日本視覚障害者団体連合 評議員

(分科会長=◎、分科会長代理=○)

(五十音順、敬称略)

障害者雇用分科会における2023年度の年度目標に対する四半期毎の実績について

労働政策審議会障害者雇用分科会	
第130回(R5.12.27)	参考資料2

年度目標項目	2023年度の年度目標	2023年4月から9月までの実績の合計					データの出所
		2023年4月から6月まで	2023年7月から9月まで	2023年10月から12月まで	2024年1月から3月まで		
ハローワークにおける障害者の就職件数	103,163件以上	56,269件	31,946件	24,323件			職業安定業務統計
【障害者雇用率関係】(※1) ①障害者の雇用率達成企業割合	①46.6%以上						障害者雇用状況報告
【障害者雇用率関係】(※1) ②障害者雇用ゼロ企業のうち、新たに障害者を雇用した企業の割合	②15.2%以上(※2)						障害者雇用状況報告
【精神障害者雇用トータルサポーター支援実績】 ①精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合	①78.8%以上	85.5%	86.0%	84.9%			精神障害者雇用トータルサポーター支援状況報告
【精神障害者雇用トータルサポーター支援実績】 ②精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職に向けた次の段階へ移行した者のうち、就職した者の割合	②84.3%以上	86.7%	87.0%	86.3%			精神障害者雇用トータルサポーター支援状況報告

※1 障害者雇用率関係の指標は、翌年6月1日時点の障害者雇用状況報告の結果によるため、この表においては記載しない。
 ※2 2023年度の目標は、2023年6月1日時点における障害者雇用ゼロ企業のうち、2024年6月1日時点において新たに障害者を雇用した企業の割合。

報道関係者 各位

令和5年12月22日

【照会先】

職業安定局

障害者雇用対策課

課長 西澤 栄晃

主任障害者雇用専門官 榎野 一美

課長補佐 大槻 一郎

(代表電話) 03-5253-1111 (内線)5829、5868

(直通電話) 03-3502-6775

令和5年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和5年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率2.3%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

・雇用障害者数は64万2,178.0人、

対前年差2万8,220.0人増加、対前年比4.6%増加、

・実雇用率2.33%、対前年比0.08ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は50.1%、対前年比1.8ポイント上昇

<公的機関>（同2.6%、都道府県などの教育委員会は2.5%）※（ ）は前年の値

○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年で上回る。

・国：雇用障害者数 9,940.0人（9,703.0人）、
実雇用率 2.92%（2.85%）

・都道府県：雇用障害者数 1万627.5人（1万409.0人）、
実雇用率 2.96%（2.86%）

・市町村：雇用障害者数 3万5,611.5人（3万4,535.5人）、
実雇用率 2.63%（2.57%）

・教育委員会：雇用障害者数 1万6,999.0人（1万6,501.0人）、
実雇用率 2.34%（2.27%）

<独立行政法人など>（同2.6%）※（ ）は前年の値

○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年で上回る。

・雇用障害者数1万2,879.5人（1万2,420.5人）、実雇用率 2.76%（2.72%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は642,178.0人で、前年より28,220.0人増加（対前年比4.6%増）し、20年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は360,157.5人（対前年比0.7%増）、知的障害者は151,722.5人（同3.6%増）、精神障害者は130,298.0人（同18.7%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、12年連続で過去最高の2.33%（前年は2.25%）、法定雇用率達成企業の割合は50.1%（同48.3%）であった。

〔総括表1、グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5～100人未満規模企業で70,302.5人（前年は66,001.0人）、100～300人未満で122,195.0人（同117,790.0人）、300～500人未満で54,084.5人（同52,239.5人）、500～1,000人未満で73,435.5人（同69,375.5人）、1,000人以上で322,160.5人（同308,552.0人）と、全ての企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、43.5～100人未満で1.95%（前年は1.84%）、100～300人未満で2.15%（同2.08%）、300～500人未満で2.18%（同2.11%）、500～1,000人未満で2.36%（同2.26%）、1,000人以上で2.55%（同2.48%）と、全ての企業規模で前年より増加した。
なお、500～1,000人未満、1,000人以上規模企業が法定雇用率を上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、43.5～100人未満が47.2%（前年は45.8%）、100～300人未満が53.3%（同51.7%）、300～500人未満が46.9%（同43.9%）、500～1,000人未満が52.4%（同47.2%）、1,000人以上が67.5%（同62.1%）となり、全ての企業規模で前年より増加した。

〔グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「金融業、保険業」以外の全ての業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「医療、福祉」（3.09%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（2.46%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（2.41%）、「運輸業、郵便業」（2.39%）、「農、林、漁業」（2.38%）、「製造業」（2.32%）が法定雇用率を上回っている。

〔グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和5年の法定雇用率未達成企業は53,963社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、66.7%と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は31,643社であり、未達成企業に占める割合は、58.6%となっている。

〔詳細表1(5)〕

○ 特例子会社の状況

- ・ 令和5年6月1日現在で特例子会社（※）の認定を受けている企業は598社（前年より19社増）で、雇用されている障害者の数は、46,848.0人（前年は43,857.0人）であった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は12,134.0人（同11,835.5人）、知的障害者は24,062.0人（同22,941.0人）、精神障害者は10,652.0人（同9,080.5人）であった。

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

〔詳細表1(7)〕

2 公的機関における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.6%）

国の機関に在職している障害者の数は9,940.0人で、前年より2.4%、237.0人増加しており、実雇用率は2.92%と、前年に比べ0.07ポイント上昇した。

国の機関は44機関全てにおいて達成。

〔総括表2(1)、詳細表2(1)、4(1)〕

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.6%）

都道府県の機関に在職している障害者の数は10,627.5人で、前年より2.1%、218.5人増加しており、実雇用率は2.96%と、前年に比べ0.1ポイント上昇した。

知事部局は47機関全てにおいて達成、知事部局以外は116機関中105機関が達成。

〔総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)・(3)〕

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.6%）

市町村の機関に在職している障害者の数は35,611.5人で、前年より3.1%、1,076.0人増加しており、実雇用率は2.63%と、前年に比べ0.06ポイント上昇した。

2,460機関中1,910機関が達成。

〔総括表2(3)、詳細表2(3)〕

(4) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.5%）

都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は16,999.0人で、前年より3.0%、498.0人増加しており、実雇用率は2.34%（都道府県教育委員会は2.34%、市町村教育委員会は2.35%）と、前年に比べ0.07ポイント上昇した。

都道府県教育委員会は47機関中31機関が達成、市町村教育委員会は48機関中33機

関が達成。

[総括表 2 (4)、詳細表 2 (4)、4 (4)]

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等(法定雇用率2.6%)に雇用されている障害者の数は12,879.5人で、前年より3.7%、459.0人増加しており、実雇用率は2.76%と、前年に比べ0.04ポイント上昇した。

独立行政法人等(国立大学法人等を除く)は93法人中80法人が達成、国立大学法人等は86法人中77法人が達成、地方独立行政法人等は190法人中151法人が達成。

[総括表 3、詳細表 3、4 (5)]

総括表

令和5年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	27,523,661.0 人 (27,281,606.5 人)	642,178.0 人 [534,788 人] (613,958.0 人)	2.33 % (2.25 %)	54,239 / 108,202 (52,007 / 107,691)	50.1 % (48.3 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	340,707.5 人 (340,474.5 人)	9,940.0 人 [8,388 人] (9,703.0 人)	2.92 % (2.85 %)	44 / 44 (44 / 44)	100.0 % (100.0 %)
行政機関	311,259.0 人 (310,892.5 人)	9,121.5 人 [7,756 人] (8,891.5 人)	2.93 % (2.86 %)	38 / 38 (38 / 38)	100.0 % (100.0 %)
立法機関	4,011.0 人 (4,004.0 人)	115.0 人 [93 人] (116.5 人)	2.87 % (2.91 %)	5 / 5 (5 / 5)	100.0 % (100.0 %)
司法機関	25,437.5 人 (25,578.0 人)	703.5 人 [539 人] (695.0 人)	2.77 % (2.72 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)

※司法機関については、最高裁判所からの高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所分を一括した通報によるもの。

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	359,503.0 人 (363,592.0 人)	10,627.5 人 [8,319 人] (10,409.0 人)	2.96 % (2.86 %)	152 / 163 (153 / 164)	93.3 % (93.3 %)
都道府県知事部局	279,375.0 人 (283,858.5 人)	8,267.5 人 [6,372 人] (8,122.0 人)	2.96 % (2.86 %)	47 / 47 (46 / 47)	100.0 % (97.9 %)
その他の都道府県機関	80,128.0 人 (79,733.5 人)	2,360.0 人 [1,947 人] (2,287.0 人)	2.95 % (2.87 %)	105 / 116 (107 / 117)	90.5 % (91.5 %)

※その他の都道府県機関のうち未達成であった機関のうちの3機関は、令和5年12月1日までに達成済み。

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	1,353,753.5 人	35,611.5 人 [27,896 人]	2.63 %	1,910 / 2,460	77.6 %
	(1,341,687.5 人)	(34,535.5 人)	(2.57 %)	(1,846 / 2,462)	(75.0 %)

※市町村の機関のうち未達成であった機関のうちの117機関は、令和5年12月1日までに達成済み。

(4) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	726,615.5 人	16,999.0 人 [13,317 人]	2.34 %	64 / 95	67.4 %
	(726,284.5 人)	(16,501.0 人)	(2.27 %)	(58 / 95)	(61.1 %)
都道府県教育委員会	638,830.0 人	14,936.0 人 [11,648 人]	2.34 %	31 / 47	66.0 %
	(638,879.0 人)	(14,463.0 人)	(2.26 %)	(26 / 47)	(55.3 %)
市町村教育委員会	87,785.5 人	2,063.0 人 [1,669 人]	2.35 %	33 / 48	68.8 %
	(87,405.5 人)	(2,038.0 人)	(2.33 %)	(32 / 48)	(66.7 %)

※都道府県教育委員会のうち未達成であった機関のうちの1機関は、令和5年12月1日までに達成済み。

※市町村教育委員会のうち未達成であった機関のうちの1機関は、令和5年12月1日までに達成済み。

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	467,326.5 人	12,879.5 人 [10,125 人]	2.76 %	308 / 369	83.5 %
	(455,960.5 人)	(12,420.5 人)	(2.72 %)	(292 / 365)	(80.0 %)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	218,020.5 人	6,294.5 人 [5,008 人]	2.89 %	80 / 93	86.0 %
	(217,650.0 人)	(6,108.5 人)	(2.81 %)	(78 / 91)	(85.7 %)
国立大学法人等	149,826.0 人	4,096.5 人 [3,113 人]	2.73 %	77 / 86	89.5 %
	(149,209.0 人)	(4,026.5 人)	(2.70 %)	(70 / 86)	(81.4 %)
地方独立行政法人等	99,480.0 人	2,488.5 人 [2,004 人]	2.50 %	151 / 190	79.5 %
	(89,101.5 人)	(2,285.5 人)	(2.57 %)	(144 / 188)	(76.6 %)

※独立行政法人等(国立大学法人等を除く)のうち未達成であった機関のうちの9機関は、令和5年12月1日までに達成済み。

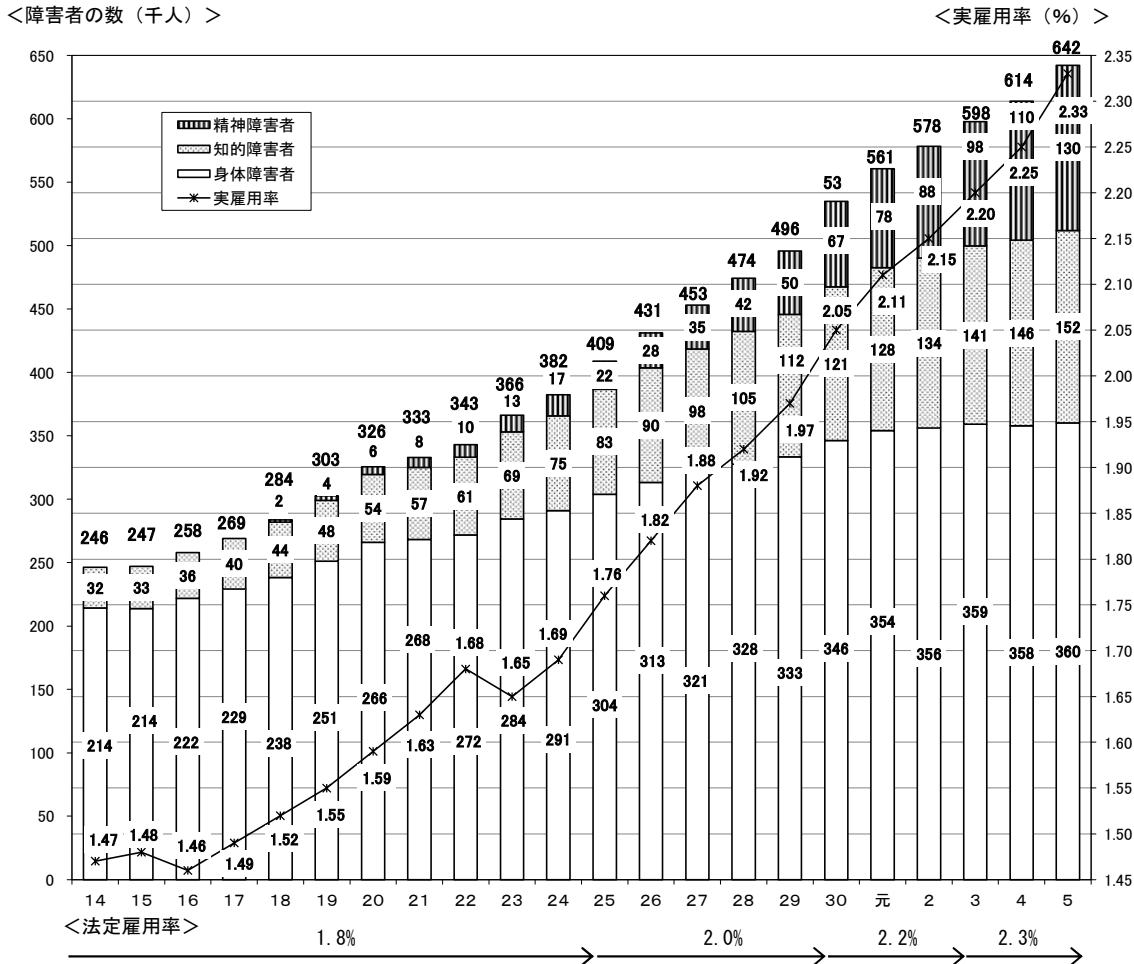
※国立大学法人等のうち未達成であった機関のうちの7機関は、令和5年12月1日までに達成済み。

※地方独立行政法人等のうち未達成であった機関のうちの17機関は、令和5年12月1日までに達成済み。

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和4年6月1日現在の数値である。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。
- 7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

グラフ 民間企業における障害者の雇用状況

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 	平成23年以降	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 精神障害者である短時間労働者（※） （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
平成18年以降 平成22年まで	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 		

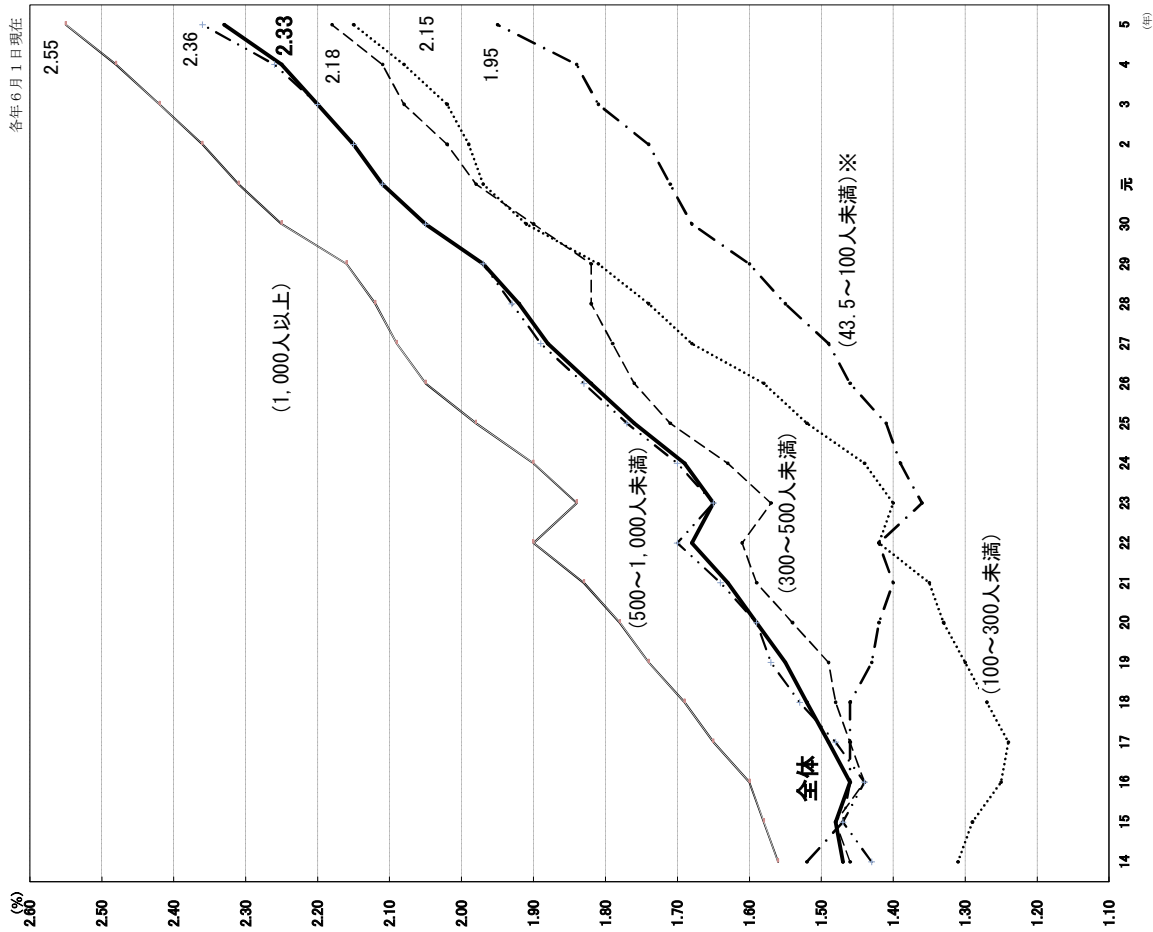
※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

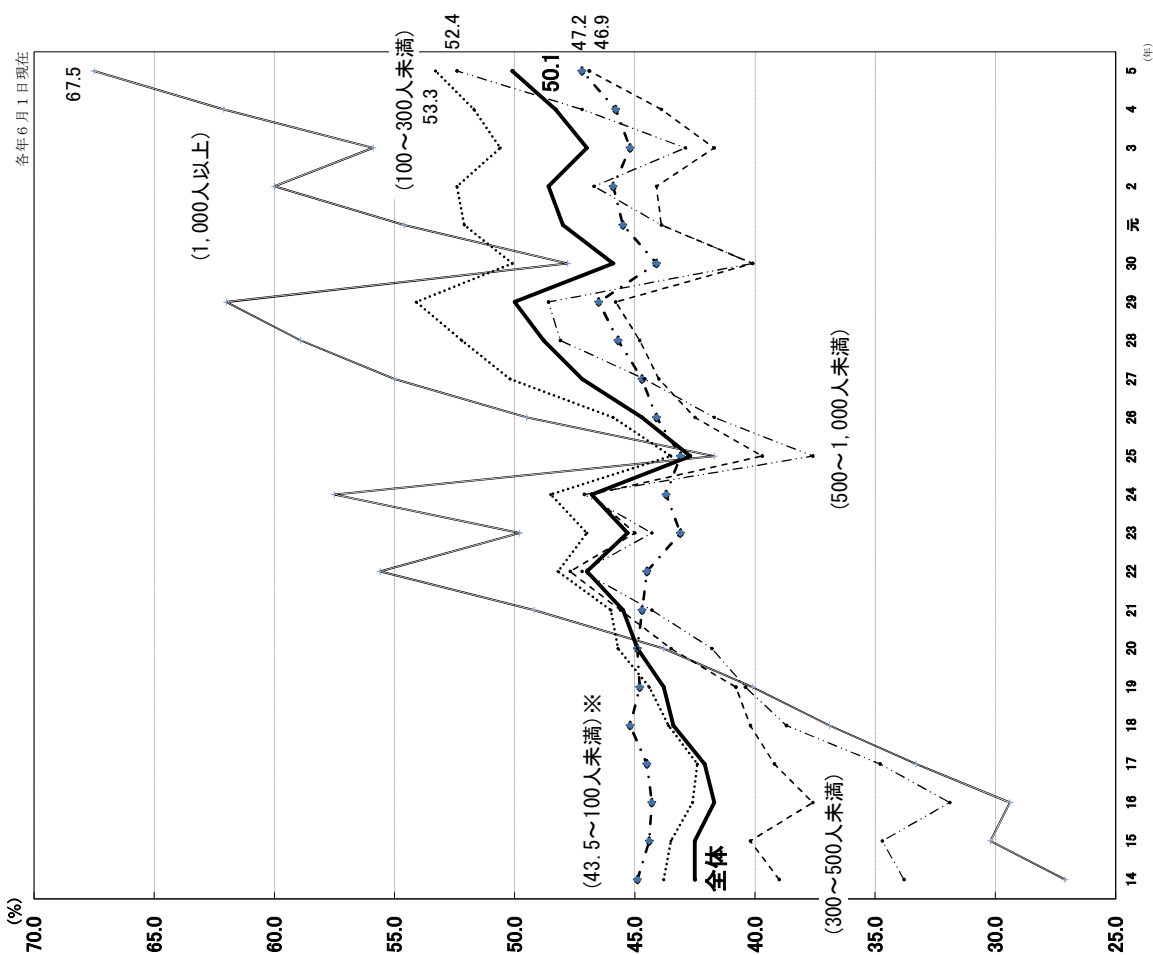
注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年以降は2.3%となっている。

(2) 企業規模別実雇用率



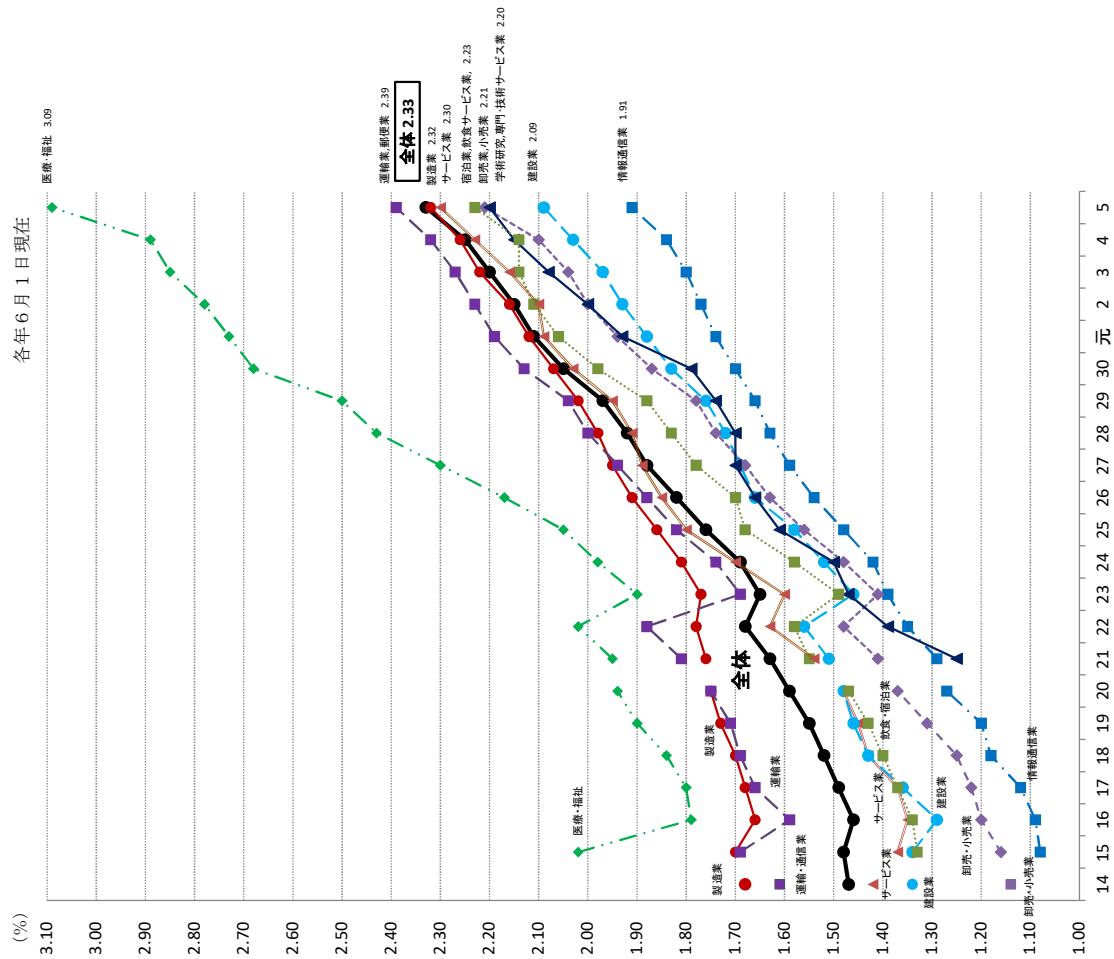
※24年までは50~100人未満
 ※25年から29年までは50~100人未満
 ※30年から2年までは45.5~100人未満
 ※3年からは43.5~100人未満

(3) 企業規模別達成企業割合



※24年までは50~100人未満
 ※25年から29年までは50~100人未満
 ※30年から2年までは45.5~100人未満
 ※3年からは43.5~100人未満

(4)産業別実雇用率

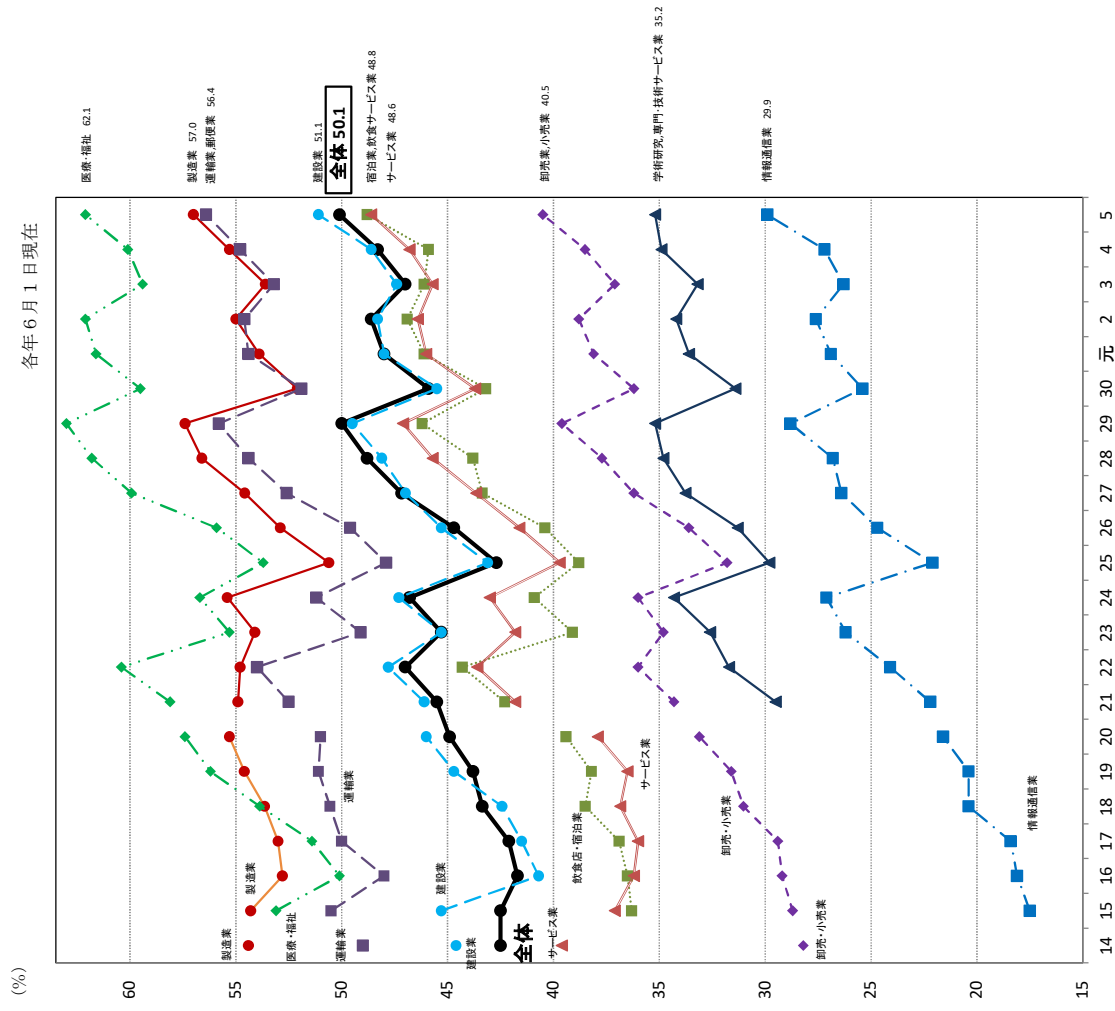


(年)

注1 グラフ作成上、企業数が3,000社に満たない農、林、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業は除いている。

2 平成15年及び平成21年より産業分類が変更になっている。

(5)産業別達成企業割合



(年)

注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2.3%
(43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2.6%
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2.6%
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.5%
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

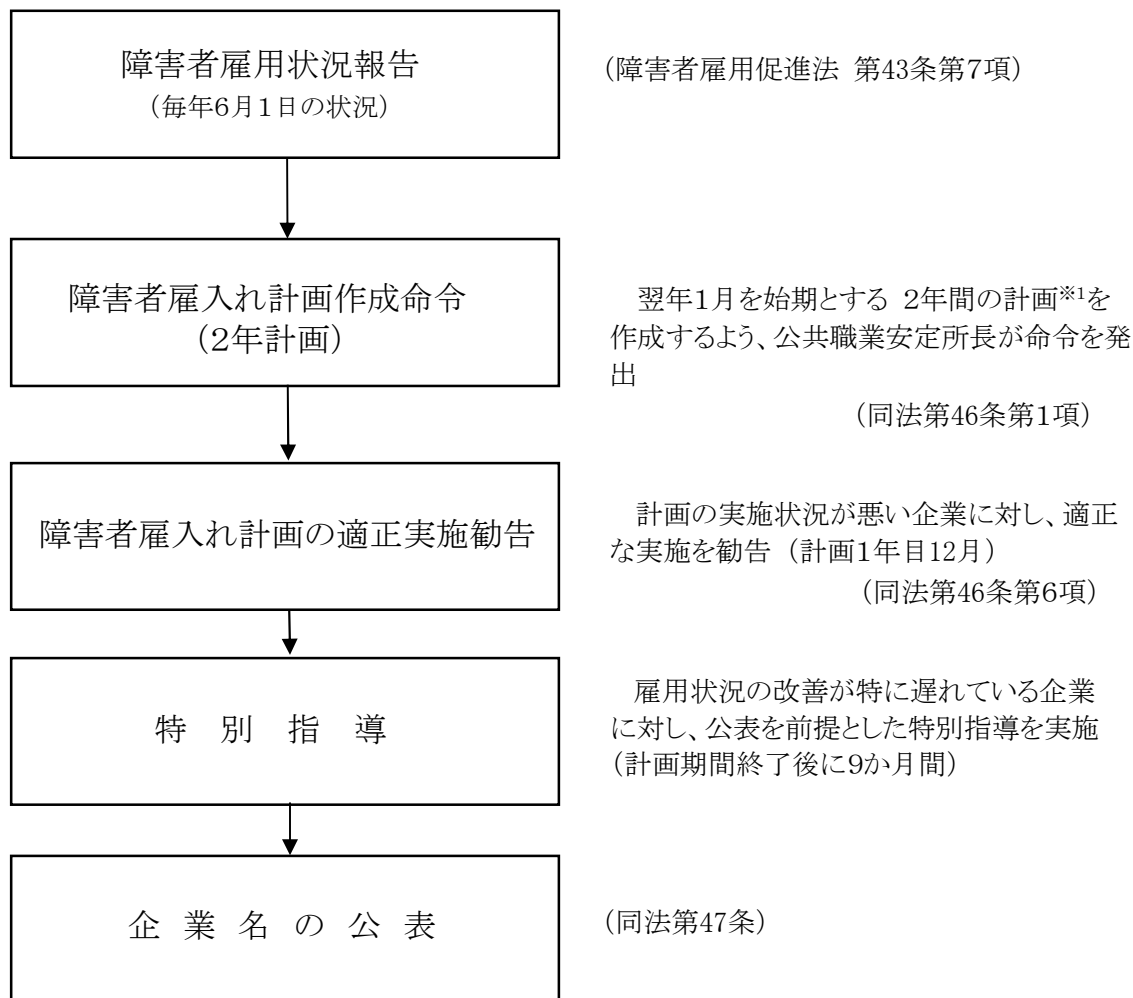
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 令和4年度の実績^{※2}
 - *「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 244社
 - *障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 94社
 - *「特別指導」の実施 55社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 528社(令和4年度)
- 企業名の公表
 - 平成18年度 2社、平成19年度 1社(再公表)、平成20年度 4社、
 - 平成21年度 7社(うち1社は再公表)、平成22年度 6社(うち2社は再公表)
 - 平成23年度 3社(うち1社は再公表)、平成24年度 0社、平成25年度 0社、
 - 平成26年度 8社、平成27年度 0社、平成28年度 2社、平成29年度 0社、
 - 平成30年度 0社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社
 - 令和4年度 5社(うち3社は再公表)

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から 2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数		② 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数(注1)		③ 障害者の数		④ 雇用率		⑤ 法定雇用率達成企業の数		⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
	企業数	企業数	A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5 (注2)	F. うち新規雇用者(注6)	$E \div ② \times 100$	企業数	%	%
規模計	108,202 (107,691)	27,523,661.0 (27,281,606.5)	127,318 (125,433)	17,553 (17,969)	350,061 (317,201)	39,856 (55,844)	642,178.0 (613,958.0)	63,557.5 (58,855.0)	2.33 (2.25)	54,239 (52,007)	50.1 (48.3)	
43.5~ 100人未満	55,929 (55,602)	3,611,353.0 (3,590,481.0)	11,150 (10,829)	3,445 (3,547)	40,128 (34,342)	8,859 (12,908)	70,302.5 (66,001.0)	8,480.5 (7,783.5)	1.95 (1.84)	26,372 (25,460)	47.2 (45.8)	
100~ 300人未満	36,926 (36,824)	5,685,618.5 (5,676,389.5)	22,043 (21,935)	4,742 (4,931)	68,421 (61,729)	9,892 (14,520)	122,195.0 (117,790.0)	13,886.0 (13,018.0)	2.15 (2.08)	19,684 (19,052)	53.3 (51.7)	
300~ 500人未満	7,025 (7,012)	2,481,809.5 (2,480,599.5)	10,689 (10,591)	1,667 (1,753)	29,367 (26,963)	3,345 (4,683)	54,084.5 (52,239.5)	5,485.5 (5,450.5)	2.18 (2.11)	3,295 (3,079)	46.9 (43.9)	
500~ 1,000人未満	4,825 (4,778)	3,110,460.0 (3,068,651.0)	14,609 (14,279)	1,975 (1,946)	40,230 (36,150)	4,025 (5,443)	73,435.5 (69,375.5)	8,136.0 (7,170.0)	2.36 (2.26)	2,527 (2,257)	52.4 (47.2)	
1,000人以上	3,497 (3,475)	12,634,420.0 (12,465,485.5)	68,827 (67,799)	5,724 (5,792)	171,915 (158,017)	13,735 (18,290)	322,160.5 (308,552.0)	27,569.5 (25,433.0)	2.55 (2.48)	2,361 (2,159)	67.5 (62.1)	

注 1) ①の表と同じ

② 障害者種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数	
	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度以外の知的障害者(注4)	f. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	g. 精神障害者(注4)	h. 精神障害者である短時間労働者(注4)
規模計	642,178.0 (613,958.0)	104,794 (103,362)	128,976 (128,909)	16,949 (17,531)	360,157.5 (357,767.5)	24,664.5 (23,948.0)	90,767 (86,372)	22,907 (22,624)
43.5~ 100人未満	70,302.5 (66,001.0)	9,038 (8,814)	15,033 (14,964)	3,334 (3,395)	37,148.0 (36,678.5)	4,434 (4,600)	8,804 (8,469)	5,525 (5,153)
100~ 300人未満	122,195.0 (117,790.0)	18,609 (18,331)	26,833 (26,699)	4,433 (4,735)	69,766.5 (69,356.5)	1,243 (1,303)	16,535 (15,987)	5,459 (5,782)
300~ 500人未満	54,084.5 (52,239.5)	9,030 (8,969)	11,534 (11,585)	1,495 (1,597)	31,596.5 (31,650.5)	412 (424)	7,389 (6,944)	1,850 (1,797)
500~ 1,000人未満	73,435.5 (69,375.5)	12,358 (12,170)	14,746 (14,714)	1,836 (1,815)	41,871.0 (41,451.5)	484 (456)	9,548 (9,132)	2,189 (2,180)
1,000人以上	322,160.5 (308,552.0)	55,759 (55,078)	60,830 (60,947)	5,851 (5,989)	179,775.5 (178,630.5)	1,222 (1,259)	48,511 (45,840)	7,884 (7,712)
計	130,298.0 (109,764.5)	16,291.0 (13,089.0)	25,053.0 (21,044.5)	10,444.0 (9,078.5)	15,936.0 (13,028.0)	62,574.0 (53,524.5)	10,537 (9,834)	25,319.0 (21,718.0)

注 1) ②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数		② 法定雇用者数の 加算の基礎となる労働 者数(注1)		A. 法定身体 障害者及び 知的障害 者(注3)		B. 法定身体 障害者及び 知的障害 者(注3)		C. 法定身体 障害者及び 知的障害 者(注3)		D. 法定身体 障害者及び 知的障害 者(注3)		E. 計 A×2+B+C+D の5 割未満労働者 (注2)		④ 実雇用率 E÷②×100 %		⑤ 法定雇用率 達成企業の数 割合		⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合			
	企業	人	企業	人	企業	人	企業	人	企業	人	企業	人	企業	人	企業	人	企業	人	企業	人		
産業計	108,202	27,523,661.0	127,318	350,061	39,856	642,718.0	63,557.5	2.33	54,239	50.1	(107,691)	(27,281,606.5)	(125,433)	(17,969)	(317,201)	(55,844)	(613,958.0)	(58,865.0)	(2.25)	(52,007)	(48.3)	
農、林、漁業	410	43,442.5	181	627	50	1,032.0	95.0	2.38	245	59.8	(411)	(46,600.5)	(197)	(647)	(76)	(1,102.0)	(95.0)	(2.36)	(234)	(56.9)		
鉱業採石業、 砂利採取業	75	10,728.0	49	122	1	224.5	12.5	2.09	37	49.3	(71)	(10,692.0)	(50)	(128)	(69)	(264.5)	(26.5)	(2.47)	(36)	(50.7)		
建設業	4,830	858,432.0	4,553	234	242	17,981.0	1,382.0	2.09	2,468	51.1	(4,782)	(853,184.5)	(4,422)	(8,076)	(377)	(17,329.5)	(1,325.0)	(2.03)	(2,315)	(48.6)		
製造業	25,535	7,042,740.5	37,513	1,720	84,800	3,044	163,068.0	11,194.0	2.32	14,543	57.0	(25,700)	(7,047,383.5)	(37,430)	(1,701)	(80,991)	(4,118)	(159,551.0)	(10,819.5)	(2.26)	(14,219)	(55.3)
電気・ガス・熱供 給・水道業	280	212,582.5	1,296	42	2,465	5,113.5	249.0	2.41	142	50.7	(290)	(216,131.5)	(1,318)	(2,400)	(61)	(5,108.5)	(265.0)	(2.36)	(133)	(45.9)		
情報通信業	6,443	1,755,423.0	7,876	305	17,242	33,442.5	3,851.0	1.91	1,926	29.9	(6,307)	(1,720,494.5)	(7,705)	(15,750)	(497)	(31,893.5)	(3,702.5)	(1.84)	(1,717)	(27.2)		
運輸業、郵便業	7,521	1,593,487.0	7,627	835	21,271	1,566	3,031.0	2.39	4,242	56.4	(7,556)	(1,622,161.0)	(7,683)	(20,340)	(2,121)	(37,652.5)	(2,978.5)	(2.32)	(4,141)	(54.8)		
卸売業、小売業	16,414	4,332,651.5	16,284	2,959	55,923	8,277	95,588.5	2.21	6,654	40.5	(16,418)	(4,322,579.0)	(15,967)	(3,087)	(11,347)	(90,744.5)	(8,638.5)	(2.10)	(6,322)	(38.5)		
金融業、保険業	1,436	1,104,449.5	6,159	263	12,532	25,274.5	1,934.5	2.29	573	39.9	(1,446)	(1,130,604.0)	(6,329)	(12,282)	(388)	(25,400.0)	(1,794.0)	(2.25)	(587)	(40.6)		
不動産業、 物品賃貸業	2,113	514,089.0	2,025	247	5,568	10,993.5	1,168.0	1.96	800	37.9	(2,088)	(491,743.5)	(1,990)	(4,971)	(519)	(9,342.5)	(936.5)	(1.90)	(731)	(35.3)		
学術研究・専 門・技術サービス 業	3,813	1,330,713.0	5,853	618	16,167	29,252.0	3,064.0	2.20	1,341	35.2	(3,596)	(1,282,286.5)	(5,449)	(6,72)	(1,477)	(11,855.5)	(927.5)	(2.38)	(1,293)	(43.4)		
宿泊業、飲食 サービス業	3,151	771,805.5	2,689	934	9,586	17,218.0	1,941.0	2.23	1,539	48.8	(3,157)	(768,041.0)	(2,637)	(986)	(3,309)	(16,822.5)	(1,641.0)	(2.14)	(1,450)	(45.9)		
生活関連サービス業、娯楽業	2,937	486,023.0	2,088	508	6,780	11,963.0	1,207.0	2.46	1,342	45.7	(2,979)	(490,435.5)	(2,159)	(4,466)	(515)	(9,286.5)	(894.0)	(1.78)	(859)	(36.3)		
教育、学習支援業	2,381	524,152.5	2,129	251	4,778	9,471.0	1,032.5	1.81	875	36.7	(2,369)	(521,387.0)	(2,149)	(285)	(2,048)	(9,286.5)	(894.0)	(1.78)	(859)	(36.3)		
医療福祉	18,688	3,173,138.5	14,231	5,939	56,102	14,897	13,551.0	3.09	11,612	62.1	(18,525)	(3,139,350.0)	(13,858)	(6,049)	(22,048)	(90,891.0)	(12,473.5)	(2.89)	(11,129)	(60.1)		
複合サービス産業	863	288,991.0	1,376	162	3,372	6,446.5	495.5	2.23	413	46.8	(886)	(289,757.5)	(1,350)	(183)	(410)	(6,169.0)	(408.0)	(2.13)	(372)	(42.0)		
サービス業	11,292	3,480,812.0	15,389	2,514	44,226	79,915.0	9,875.5	2.30	5,487	48.6	(11,150)	(3,348,775.0)	(14,800)	(2,585)	(39,190)	(74,552.0)	(8,866.5)	(2.23)	(5,215)	(46.8)		

注 1 (D)の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数					② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
	a. 障害者(注1)	b. 重度身体障害者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. dのうち、注5)に該当する労働者	f. 計 c+d+e×0.5e (注3)	
産業計	642,178.0 (613,958.0)	104,794 (103,362)	13,119 (13,369)	128,976 (128,906)	16,949 (17,531)	22,524 (22,071)	4,434 (4,600)	90,787 (86,372)	22,907 (22,624)	151,722.5 (146,426.0)	96,222 (85,205)	34,076 (32,304)	34,076 (16,415)	34,076 (16,415)	130,298.0 (109,764.5)	25,319.0 (21,718.0)				
農、林、漁業	1,032.0 (1,102.0)	113 (129)	14 (14)	247 (265)	24 (26)	68 (68)	4 (9)	216 (224)	26 (23)	369.0 (380.5)	134 (145)	30 (40)	30 (13)	30 (13)	164.0 (171.5)					
鉱業採石業、砂利採取業	224.5 (264.5)	47 (48)	4 (2)	91 (94)	0 (3)	2 (2)	0 (0)	1 (7)	1 (5)	5.5 (13.5)	27 (24)	3 (64)	3 (3)	3 (3)	30.0 (57.5)					
建設業	17,981.0 (17,329.5)	4,356 (4,232)	210 (206)	5,021 (4,985)	190 (200)	197 (190)	24 (15)	727 (669)	52 (69)	1,171.0 (1,098.5)	2,484 (2,238)	288 (294)	288 (186)	288 (186)	2,772.0 (2,478.0)					
製造業	163,068.0 (159,551.0)	30,738 (30,693)	1,294 (1,273)	35,086 (35,570)	1,473 (1,556)	6,775 (6,737)	426 (428)	26,783 (25,692)	1,571 (1,570)	41,544.5 (40,383.5)	20,806 (18,651)	2,125 (2,001)	2,125 (1,015)	2,125 (1,015)	22,931.0 (20,160.5)					
電気・ガス・熱供給・水道業	5,113.5 (5,108.5)	1,192 (1,224)	38 (39)	1,571 (1,611)	26 (34)	104 (94)	4 (3)	332 (303)	3 (3)	545.5 (495.5)	533 (468)	29 (42)	29 (18)	29 (18)	562.0 (498.0)					
情報通信業	33,442.5 (31,693.5)	7,337 (7,191)	289 (274)	6,946 (6,915)	219 (211)	539 (514)	16 (11)	1,223 (1,092)	68 (57)	2,951.0 (2,199.5)	8,433 (7,378)	640 (596)	640 (367)	640 (367)	9,073.0 (7,859.5)					
運輸業、郵便業	38,143.0 (37,652.5)	6,598 (6,644)	626 (626)	10,158 (10,402)	881 (925)	1,029 (1,039)	175 (160)	5,398 (5,183)	685 (734)	7,973.5 (7,788.0)	4,695 (4,239)	978 (1,020)	978 (516)	978 (516)	5,715.0 (4,986.0)					
卸売業、小売業	95,588.5 (90,744.5)	12,276 (12,524)	2,276 (2,357)	16,058 (15,961)	3,217 (3,418)	3,559 (3,443)	683 (730)	19,381 (18,352)	5,060 (5,060)	29,712.0 (28,466.0)	14,302 (12,803)	6,182 (5,847)	6,182 (2,951)	6,182 (2,951)	20,484.0 (17,203.5)					
金融業、保険業	25,274.5 (25,400.0)	5,791 (5,992)	254 (257)	6,847 (7,107)	292 (277)	368 (337)	9 (9)	1,299 (1,238)	31 (32)	2,059.5 (1,937.0)	4,158 (3,801)	228 (215)	228 (136)	228 (136)	4,386.0 (3,976.5)					
不動産業、物品賃貸業	10,083.5 (9,342.5)	1,787 (1,692)	213 (212)	2,299 (2,220)	255 (253)	238 (238)	34 (25)	1,097 (1,118)	202 (131)	1,708.0 (1,684.5)	1,794 (1,501)	378 (297)	378 (132)	378 (132)	2,172.0 (1,715.5)					
学術研究・専門・技術サービス業	29,252.0 (27,083.0)	4,761 (4,570)	503 (542)	5,433 (5,306)	596 (659)	1,092 (879)	115 (130)	3,882 (3,471)	926 (985)	6,644.0 (5,853.0)	5,622 (4,954)	1,230 (1,199)	1,230 (718)	1,230 (718)	6,852.0 (5,912.5)					
宿泊業、飲食サービス業	17,218.0 (16,432.5)	1,724 (1,682)	554 (583)	2,328 (2,297)	875 (937)	985 (955)	380 (403)	4,067 (4,011)	1,765 (1,724)	7,259.5 (7,186.0)	1,940 (1,725)	1,251 (1,133)	1,251 (485)	1,251 (485)	3,191.0 (2,534.0)					
生活関連サービス業、娯楽業	11,963.0 (11,655.5)	1,241 (1,242)	345 (329)	1,735 (1,749)	496 (520)	847 (917)	163 (150)	2,858 (2,758)	542 (590)	4,986.0 (5,037.0)	1,405 (1,244)	762 (736)	762 (369)	762 (369)	2,167.0 (1,796.5)					
教育・学習支援業	9,471.0 (9,286.5)	1,885 (1,901)	215 (227)	2,019 (2,034)	248 (253)	244 (248)	36 (38)	665 (642)	120 (113)	1,249.0 (1,232.5)	1,596 (1,478)	498 (461)	498 (312)	498 (312)	2,094.0 (1,864.5)					
医療・福祉	97,951.5 (90,591.0)	11,343 (10,970)	4,025 (4,040)	15,877 (15,681)	4,883 (4,841)	2,888 (2,888)	1,914 (2,009)	12,401 (11,892)	10,014 (9,887)	25,098.0 (24,520.5)	11,843 (10,518)	15,981 (15,231)	15,981 (7,711)	15,981 (7,711)	27,824.0 (21,989.0)					
複合サービス事業	6,446.5 (6,169.0)	1,108 (1,096)	103 (121)	1,544 (1,529)	139 (134)	288 (254)	59 (56)	809 (750)	182 (171)	1,495.0 (1,406.5)	802 (699)	217 (202)	217 (97)	217 (97)	1,019.0 (848.5)					
サービス業	79,915.0 (74,552.0)	12,048 (11,532)	2,122 (2,161)	15,716 (15,187)	3,135 (3,284)	3,341 (3,268)	392 (424)	9,648 (8,984)	1,659 (1,682)	17,551.5 (16,785.0)	15,648 (13,439)	3,214 (2,968)	3,214 (1,580)	3,214 (1,580)	18,862.0 (15,713.0)					

注 1 ①②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用者数の算定基礎となる労働者数 (注1)		③ 雇者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数 企業	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 (注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 (注3)(注5)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (注2)	F. うち新規雇分 (注6)				
製造業計	25,535 (25,700)	7,042,740.5 (7,047,383.5)	37,513 (37,430)	84,800 (80,931)	3,044 (4,118)	163,068.0 (159,551.0)	11,194.0 (10,819.5)	2.32 (2.26)	14,543 (14,219)	57.0 (55.3)	
食料品・たばこ	4,054 (4,106)	900,831.5 (905,345.5)	3,924 (3,876)	14,296 (13,615)	1,245 (1,682)	23,243.5 (22,728.0)	1,822.5 (1,733.0)	2.58 (2.51)	2,676 (2,635)	66.0 (64.2)	
繊維・衣服	920 (908)	133,306.5 (133,652.5)	660 (654)	1,868 (1,807)	117 (156)	3,306.5 (3,243.0)	257.5 (244.0)	2.48 (2.43)	588 (568)	63.9 (62.6)	
木材・家具	559 (556)	81,136.5 (80,965.0)	388 (378)	1,151 (1,104)	29 (23)	1,961.5 (1,893.5)	165.5 (133.0)	2.42 (2.34)	364 (360)	65.1 (64.7)	
パルプ・紙・印刷	1,913 (1,922)	345,316.5 (351,972.0)	1,636 (1,714)	4,086 (3,980)	136 (197)	7,516.0 (7,589.5)	446.0 (508.5)	2.18 (2.16)	1,020 (1,031)	53.3 (53.6)	
化学工業	2,758 (2,782)	868,045.5 (879,243.0)	4,726 (4,811)	9,960 (9,576)	258 (362)	19,753.0 (19,585.0)	1,549.5 (1,338.5)	2.28 (2.23)	1,417 (1,374)	51.4 (49.4)	
薬業・土石	736 (741)	155,290.5 (139,211.0)	771 (665)	1,749 (1,533)	58 (74)	3,355.0 (2,929.0)	215.0 (189.0)	2.16 (2.10)	424 (417)	57.6 (56.3)	
鉄鋼	534 (552)	169,861.5 (173,456.0)	895 (917)	2,059 (2,025)	48 (50)	3,897.0 (3,915.0)	183.5 (201.5)	2.29 (2.26)	308 (308)	57.7 (55.8)	
非鉄金属	466 (472)	137,573.5 (139,929.5)	795 (723)	1,619 (1,562)	34 (49)	3,128.0 (3,062.5)	264.5 (202.5)	2.27 (2.19)	272 (265)	58.4 (56.1)	
金属製品	2,804 (2,749)	382,973.0 (374,182.0)	1,703 (1,627)	4,638 (4,315)	133 (175)	8,206.5 (7,750.5)	621.0 (543.5)	2.14 (2.07)	1,569 (1,486)	56.0 (54.1)	
電気機械	2,589 (2,515)	1,207,503.0 (1,173,637.5)	7,640 (7,411)	12,888 (12,038)	302 (367)	28,502.0 (27,229.5)	1,753.0 (1,816.0)	2.36 (2.32)	1,486 (1,403)	57.4 (55.8)	
その他機械	5,646 (5,746)	1,955,676.0 (1,975,438.5)	10,899 (11,004)	22,065 (21,323)	395 (570)	44,386.5 (43,887.0)	2,704.5 (2,793.5)	2.27 (2.22)	3,089 (3,031)	54.7 (52.7)	
その他	2,556 (2,651)	705,226.5 (720,451.0)	3,536 (3,650)	8,421 (8,053)	289 (413)	15,812.5 (15,738.5)	1,201.5 (1,116.5)	2.24 (2.18)	1,330 (1,341)	52.0 (50.6)	

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数				② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
	a. 障害者(注1)	b. 重度身体障害者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者で短時間労働者(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者 ある短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者で短時間労働者(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である労働者(注4)	e. 計 a+dの50%に相当する労働者(注3)	f. 計 c+(d-e)×0.5+e (注3)		
製造業計	163,068.0 (159,551.0)	30,738 (30,693)	35,086 (33,570)	1,473 (1,556)	98,592.5 (99,007.0)	6,775 (6,737)	426 (428)	26,783 (25,692)	1,571 (1,579)	41,544.5 (40,383.5)	20,806 (18,651)	2,125 (2,001)	2,125 (1,018)	22,931.0 (20,160.5)		
食品・たばこ	23,243.5 (22,728.0)	2,619 (2,571)	4,032 (4,073)	476 (525)	9,823.0 (9,820.5)	1,305 (1,305)	162 (177)	7,054 (6,973)	769 (803)	10,210.5 (10,161.5)	2,588 (2,312)	622 (611)	622 (257)	3,210.0 (2,746.0)		
繊維工業	3,306.5 (3,243.0)	535 (533)	775 (813)	70 (74)	1,924.0 (1,954.0)	125 (121)	16 (12)	616 (584)	47 (47)	905.5 (861.5)	405 (381)	72 (64)	72 (29)	477.0 (427.5)		
木材・家具	1,961.5 (1,893.5)	342 (335)	526 (543)	20 (14)	1,240.0 (1,240.0)	46 (43)	0 (2)	354 (342)	9 (4)	450.5 (432.0)	248 (204)	23 (20)	23 (15)	271.0 (221.5)		
ハルア・紙・印刷	7,516.0 (7,559.5)	1,395 (1,477)	1,796 (1,830)	72 (73)	4,692.0 (4,887.5)	241 (237)	20 (16)	1,147 (1,086)	64 (71)	1,681.0 (1,611.5)	1,025 (996)	118 (121)	118 (68)	1,143.0 (1,090.5)		
化学工業	19,753.0 (19,585.0)	3,660 (3,735)	4,290 (4,447)	148 (162)	11,838.0 (12,147.0)	1,066 (1,076)	58 (57)	2,685 (2,560)	110 (104)	4,930.0 (4,821.0)	2,769 (2,450)	216 (215)	216 (119)	2,985.0 (2,617.0)		
窯業・土石	3,355.0 (2,929.0)	657 (560)	835 (758)	18 (22)	2,185.0 (1,909.0)	114 (105)	8 (9)	510 (459)	40 (37)	766.0 (696.5)	359 (294)	45 (37)	45 (22)	404.0 (323.5)		
鉄鋼	3,897.0 (3,915.0)	757 (779)	1,101 (1,139)	39 (31)	2,655.5 (2,742.5)	138 (138)	3 (1)	414 (380)	9 (4)	697.5 (659.0)	513 (476)	31 (45)	31 (30)	544.0 (513.5)		
非鉄金属	3,128.0 (3,062.5)	555 (554)	710 (717)	22 (23)	1,849.0 (1,862.5)	180 (169)	4 (4)	479 (474)	12 (14)	849.0 (823.0)	401 (353)	29 (30)	29 (18)	430.0 (377.0)		
金属製品	8,206.5 (7,750.5)	1,363 (1,292)	1,941 (1,892)	68 (72)	4,771.0 (4,580.0)	340 (335)	26 (26)	1,437 (1,375)	65 (59)	2,175.5 (2,100.5)	1,151 (993)	109 (99)	109 (55)	1,260.0 (1,070.0)		
電気機械	28,502.0 (27,229.5)	6,680 (6,444)	6,113 (5,972)	171 (158)	19,713.5 (19,101.0)	960 (967)	28 (24)	3,281 (3,079)	131 (115)	5,294.5 (5,094.5)	3,246 (2,875)	248 (206)	248 (112)	3,494.0 (3,034.0)		
その他機械	44,386.5 (43,887.0)	9,274 (9,377)	9,477 (9,796)	244 (268)	28,415.0 (28,900.0)	1,625 (1,627)	58 (55)	6,445 (6,123)	151 (147)	9,828.5 (9,505.5)	5,761 (5,224)	382 (335)	382 (180)	6,143.0 (5,481.5)		
その他	15,812.5 (15,738.5)	2,901 (3,036)	3,490 (3,590)	125 (134)	9,486.5 (9,863.0)	635 (614)	43 (45)	2,361 (2,257)	164 (174)	3,756.0 (3,617.0)	2,340 (2,093)	230 (218)	230 (113)	2,570.0 (2,258.5)		

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
	対前年増減		対前年増減		対前年増減	
昭和52年	128,429		1.09		52.8	
53	126,493	△ 1,936	1.11	0.02	52.1	△ 0.7
54	128,493	2,000	1.12	0.01	52.0	△ 0.1
55	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	△ 0.4
56	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
57	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
58	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	△ 0.3
59	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
60	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	△ 0.1
61	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
62	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
63	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	△ 1.5
(171,708	(5,828)	(1.25)	(0.00)		
平成元 年	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
2	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
3	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	△ 0.4
4	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
5	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	△ 0.5
(237,621	(7,994)	(1.39)	(0.03)		
6	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	△ 1.0
7	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
8	247,982	905	1.47	0.02	50.5	△ 0.1
9	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	△ 0.3
10	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	△ 0.1
11	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	△ 5.4
(249,920	(4,642)	(1.48)	(0.00)		
12	252,836	2,916	1.49	0.00	44.3	△ 0.4
13	252,870	34	1.49	0.00	43.7	△ 0.6
14	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5	△ 1.2
15	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
16	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7	△ 0.8
17	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4
18	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4	1.3
(281,833	(12,767)	(1.51)	(0.02)		
19	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8	0.4
20	325,603	22,887	1.59	0.04	44.9	1.1
21	332,811.5	7,208.5	1.63	0.04	45.5	0.6
22	342,973.5	10,162.0	1.68	0.05	47.0	1.5
23	366,199.0	23,225.5	1.65	△ 0.03	45.3	△ 1.7
(359,492.0	(16,518.5)	(1.75)	(0.07)		
24	382,363.5	16,164.5	1.69	0.04	46.8	1.5
25	408,947.5	26,584.0	1.76	0.07	42.7	△ 4.1
(404,459.0	(22,095.5)	(1.76)	(0.07)		
26	431,225.5	22,278.0	1.82	0.06	44.7	2.0
27	453,133.5	21,908.0	1.88	0.06	47.2	2.5
28	474,374.0	21,240.5	1.92	0.04	48.8	1.6
29	495,795.0	21,421.0	1.97	0.05	50.0	1.2
30	534,769.5	38,974.5	2.05	0.08	45.9	△ 4.1
(523,062.5	(27,267.5)	(2.03)	(0.06)		
令和元 年	560,608.5	25,839.0	2.11	0.06	48.0	2.1
2	578,292.0	17,683.5	2.15	0.04	48.6	0.6
3	597,786.0	19,494.0	2.20	0.05	47.0	△ 1.6
(595,706.0	(17,414.0)	(2.20)	(0.05)		
4	613,958.0	16,172.0	2.25	0.05	48.3	1.3
5	642,178.0	28,220.0	2.33	0.08	50.1	1.8

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。
～昭和63年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年
(身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者)

平成5年～平成17年

(身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者)

平成18年

(身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、)

(重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント))

平成23年

(身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、)

(重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント))※

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしていた。
①報告年の3年前の年に属する6月2日以前に採用された者であること
②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。

注2

() 内は、それぞれ前年度の改正前の制度に基づいて計算した場合の数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数							③障害者の数が30人以上ある企業数	
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下		50.5人以上
規模計	53,963 (100.0%)	35,991 (66.7%)	10,774 (20.0%)	3,785 (7.0%)	1,979 (3.7%)	1,279 (2.4%)	132 (0.2%)	21 (0.0%)	2 (0.0%)	31,643 (58.6%)
43.5-100人未満	29,557 (100.0%)	27,273 (92.3%)	2,284 (7.7%)	—	—	—	—	—	—	27,310 (92.4%)
100-300人未満	17,242 (100.0%)	7,115 (41.3%)	6,892 (40.0%)	2,331 (13.5%)	727 (4.2%)	177 (1.0%)	—	—	—	4,313 (25.0%)
300-500人未満	3,730 (100.0%)	904 (24.2%)	868 (23.3%)	849 (22.8%)	710 (19.0%)	396 (10.6%)	3 (0.1%)	—	—	18 (0.5%)
500-1000人未満	2,298 (100.0%)	496 (21.6%)	532 (23.2%)	438 (19.1%)	385 (16.8%)	417 (18.1%)	30 (1.3%)	—	—	2 (0.1%)
1,000人以上	1,136 (100.0%)	203 (17.9%)	198 (17.4%)	167 (14.7%)	157 (13.8%)	289 (25.4%)	99 (8.7%)	21 (1.8%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならぬ障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数
全国	2.33	0.08	50.1	1.8	54,239 / 108,202
北海道	2.58	0.14	53.1	1.8	2,069 / 3,895
青森	2.55	0.14	57.0	2.0	582 / 1,021
岩手	2.42	0.04	59.2	0.3	614 / 1,038
宮城	2.29	0.08	51.1	0.9	830 / 1,624
秋田	2.40	0.11	64.2	2.2	521 / 811
山形	2.31	0.13	57.2	2.9	557 / 973
福島	2.29	0.10	56.7	2.4	862 / 1,519
茨城	2.32	0.12	51.5	1.7	865 / 1,680
栃木	2.39	0.01	58.3	1.5	805 / 1,381
群馬	2.28	0.07	56.1	1.8	964 / 1,717
埼玉	2.42	0.05	49.6	0.8	1,869 / 3,767
千葉	2.38	0.16	52.6	2.4	1,518 / 2,887
東京	2.21	0.07	34.4	1.9	8,057 / 23,407
神奈川	2.29	0.09	46.6	0.8	2,368 / 5,077
新潟	2.38	0.15	60.5	3.3	1,224 / 2,023
富山	2.32	0.08	55.6	△0.3	598 / 1,075
石川	2.49	0.12	55.7	1.3	653 / 1,173
福井	2.58	0.10	60.1	1.9	460 / 765
山梨	2.25	0.05	60.8	2.2	401 / 660
長野	2.42	0.10	62.3	4.2	1,091 / 1,751
岐阜	2.47	0.12	56.2	1.1	939 / 1,671
静岡	2.37	0.05	55.4	2.1	1,717 / 3,100
愛知	2.28	0.09	51.5	2.9	3,531 / 6,853
三重	2.56	0.14	61.9	2.8	810 / 1,309
滋賀	2.52	0.06	59.2	0.6	559 / 944
京都	2.37	0.06	53.7	1.6	1,055 / 1,963
大阪	2.35	0.10	46.1	1.5	4,021 / 8,727
兵庫	2.36	0.08	52.2	1.7	1,899 / 3,635
奈良	3.06	0.15	65.2	1.1	460 / 705
和歌山	2.71	0.17	64.3	1.3	411 / 639
鳥取	2.47	0.08	64.2	3.9	307 / 478
島根	2.83	0.14	69.6	2.0	426 / 612
岡山	2.58	0.04	56.0	1.7	859 / 1,535
広島	2.48	0.10	52.0	2.5	1,265 / 2,431
山口	2.77	0.09	58.5	1.9	562 / 961
徳島	2.40	0.06	63.4	2.1	341 / 538
香川	2.19	0.03	57.1	1.1	519 / 909
愛媛	2.51	0.13	54.7	2.8	590 / 1,079
高知	2.51	0.09	63.6	1.3	344 / 541
福岡	2.38	0.09	52.5	1.7	2,170 / 4,132
佐賀	2.80	0.04	67.9	1.3	430 / 633
長崎	2.85	0.05	62.2	△0.2	638 / 1,026
熊本	2.52	0.05	59.4	2.1	812 / 1,366
大分	2.72	0.11	65.1	3.6	587 / 901
宮崎	2.66	0.09	65.5	2.5	569 / 869
鹿児島	2.62	0.09	61.0	1.2	802 / 1,315
沖縄	3.24	0.27	65.2	4.2	708 / 1,086

(7) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数 (注1)	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)		③ 障害者の数			E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (注2)								
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者 ある短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3) (注4)	D. 重度以外の身体障害者及び重度知的障害者 ある短時間労働者 (注5)	a. 重度知的障害者 (注4)		b. 重度知的障害者 ある短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者 ある短時間労働者 (注4)	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$ (注2) (注3)				
特例子会社	598 (579)	47,872.5 (44,817.0)	11,227 (10,891)	226 (185)	24,067 (21,699)	202 (382)	46,848.0 (43,857.0)	人	人	人	人	人	人	人	人

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者 ある短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者 ある短時間労働者 (注4)	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$ (注2) (注3)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者 ある短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者 ある短時間労働者 (注4)	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$ (注2) (注3)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者 ある短時間労働者 (注4)	e. 計 $c + (d-e) \times 0.5 + e$ (注3)	
特例子会社	46,848.0 (43,857.0)	4,818 (4,691)	114 (100)	2,356 (2,331)	56 (45)	12,134.0 (11,835.5)	6,409 (6,200)	112 (85)	11,059 (10,383)	146 (146)	24,062.0 (22,941.0)	10,192 (8,786)	460 (390)	460 (199)	10,652.0 (9,080.5)

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率=2.3%）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できるとしている。

(8) 身体障害者の部別別雇用状況

① 概況

※要人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種別の身体障害者数					身体障害者計
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	
民間企業	13,959 (13,697)	32,131 (32,059)	3,050 (3,112)	117,349 (119,241)	81,522 (81,011)	248,011 (249,120)

注 1 身体障害者計欄には、種別別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

② 企業規模別の雇用状況

※要人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種別の身体障害者数					身体障害者計
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	
43.5～ 100人未満	1,469 (1,451)	2,896 (2,839)	355 (382)	13,118 (13,261)	9,091 (9,610)	27,529 (27,543)
100～ 300人未満	2,807 (2,752)	5,034 (5,036)	612 (611)	23,238 (23,902)	17,455 (17,469)	49,146 (49,770)
300～ 500人未満	1,237 (1,245)	2,219 (2,271)	237 (281)	10,360 (10,564)	7,672 (7,711)	21,725 (22,072)
500～ 1000人未満	1,708 (1,685)	3,324 (3,239)	349 (344)	13,312 (13,375)	9,751 (9,659)	28,444 (28,302)
1,000人以上	6,738 (6,564)	18,658 (18,674)	1,497 (1,494)	57,321 (58,139)	36,953 (36,562)	121,167 (121,433)

注 1 ①の表と同じ。

③ 産業別の雇用状況

※要人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種別の身体障害者数									
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計				
農、林、漁業	13 (20)	45 (51)	8 (7)	194 (202)	120 (134)	380 (414)				
鉱業、採石業、 砂利採取業	6 (6)	14 (15)	1 (0)	72 (70)	46 (40)	139 (131)				
建設業	356 (327)	830 (784)	114 (113)	4,352 (4,388)	3,706 (3,650)	9,358 (9,232)				
製造業	2,517 (2,503)	12,834 (12,961)	789 (818)	29,513 (30,288)	19,823 (19,620)	65,476 (66,160)				
電気・ガス・熱供給 ・水道業	121 (130)	211 (224)	23 (29)	1,595 (1,652)	790 (789)	2,740 (2,824)				
情報通信業	1,177 (1,155)	1,635 (1,630)	140 (148)	6,472 (6,551)	4,446 (4,374)	13,870 (13,861)				
運輸業、郵便業	517 (514)	1,441 (1,442)	208 (215)	8,097 (8,351)	6,650 (6,693)	16,913 (17,915)				
卸売業、小売業	1,657 (1,602)	3,199 (3,165)	402 (418)	14,808 (14,991)	11,732 (11,573)	31,968 (31,749)				
金融業、保険業	710 (706)	2,298 (2,353)	126 (123)	6,373 (6,637)	3,067 (3,141)	12,574 (12,960)				
不動産業、物品賃貸業	235 (212)	371 (342)	52 (51)	2,042 (2,023)	1,564 (1,493)	4,264 (4,121)				
学術研究 専門・技術サービス業	691 (687)	1,202 (1,161)	107 (111)	5,218 (5,212)	3,521 (3,435)	10,739 (10,606)				
宿泊業、 飲食サービス業	245 (272)	714 (684)	96 (93)	2,135 (2,205)	1,751 (1,791)	4,941 (5,045)				
生活関連サービス業、 娯楽業	200 (194)	482 (534)	72 (57)	1,677 (1,719)	1,137 (1,148)	3,668 (3,652)				
教育、学習支援業	274 (281)	275 (295)	38 (47)	1,977 (1,966)	1,599 (1,635)	4,163 (4,224)				
医療、福祉	3,702 (3,616)	3,466 (3,403)	466 (459)	16,599 (16,811)	9,643 (9,670)	33,876 (33,959)				
複合サービス事業	92 (85)	195 (181)	40 (38)	1,450 (1,465)	1,044 (1,014)	2,821 (2,783)				
サービス業	1,446 (1,384)	2,919 (2,834)	368 (385)	14,775 (14,770)	10,883 (10,811)	30,391 (30,184)				

注 1 ①の表と同じ。

(2) 都道府県の機関 (法定雇用率2.6%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)		③ 障害者の数			④ 実雇用率		⑤ 法定雇用率達成機関の数の数	⑥ 法定雇用率達成機関割合
		A. 重度身体障害者及び知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5(注2)	F. うち新規雇分(注6)	実雇用率 E÷②×100		
計	機関 163 (164)	2,536 (2,547)	298 (298)	5,030 (4,744)	455 (546)	10,627.5 (10,409.0)	987.5 (975.5)	2.96 (2.86)	152 (153)	93.3 (93.3)
都道府県知事部局	機関 47 (47)	2,029 (2,045)	160 (161)	3,916 (3,697)	267 (348)	8,267.5 (8,122.0)	795.0 (731.0)	2.96 (2.86)	47 (46)	100.0 (97.9)
その他の都道府県機関	116 (117)	507 (502)	138 (137)	1,114 (1,047)	188 (198)	2,360.0 (2,287.0)	192.5 (244.5)	2.95 (2.87)	105 (107)	90.5 (91.5)

注 20)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5(注2)	f. 計 e,dのうち(注5)に該当する職員	g. うち新規雇分(注6)	h. 重度知的障害者(注4)	i. 重度以外の知的障害者(注4)	j. 計 h×2+i+c×0.5(注2)	k. 計 jのうち(注5)に該当する職員	l. うち新規雇分(注6)	
計	10,627.5 (10,409.0)	2,530 (2,539)	294 (295)	2,878 (2,904)	388 (413)	8,426.0 (8,483.5)	6 (8)	4 (3)	213 (205)	67 (77)	262.5 (262.5)	273 (259)	1,939.0 (1,663.0)	454.0 (412.0)
都道府県知事部局	8,267.5 (8,122.0)	2,024 (2,038)	159 (160)	2,226 (2,246)	219 (253)	6,542.5 (6,608.5)	5 (7)	1 (1)	176 (171)	48 (64)	211.0 (218.0)	198 (187)	1,514.0 (1,295.5)	373.0 (341.0)
その他の都道府県機関	2,360.0 (2,287.0)	506 (501)	135 (135)	652 (658)	169 (160)	1,883.5 (1,875.0)	1 (1)	3 (2)	37 (34)	19 (13)	51.5 (44.5)	75 (47)	425.0 (367.5)	81.0 (71.0)

注 20)②の表と同じ

【参考】都道府県の機関における障害部位別の雇用身体障害者数

都道府県の機関	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害		肢体不自由		内部障害				※ 実人数					
	視力障害	視野障害	視覚又は平衡機能障害	聴覚又は平衡機能障害	上肢不自由	下肢不自由	上肢不自由	下肢不自由	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害	
計	6,090	199	166	452	57	914	1,598	346	294	205	1,042	503	185	52	21	27

(3) 市町村の機関 (法定雇用率2.6%)

① 概況

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)		③ 障害者の数		④ 実雇用率		⑤ 法定雇用率達成機関の数		⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
	A. 重度身体障害者及び知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び知的障害者のある短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の障害者及び知的障害者のある短時間勤務職員(注3)(注5)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D$ ×0.5(注2)	F. うち新規雇用の分(注6)	人	%	人	%
市町村の機関	2,460	1,353,753.5	8,292	684	17,767	1,153	35,611.5	3,108.0	1,910	77.6
	(2,462)	(1,341,687.5)	(8,239)	(644)	(16,787)	(1,253)	(34,535.5)	(3,193.5)	(1,846)	(75.0)

注 2①②の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数	
	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者のある短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者のある短時間勤務職員(注4)	e. 計 $a \times 2 + b + c + d$ ×0.5(注2)(注3)	f. うち新規雇用の分(注6)	g. うち新規雇用の分(注6)	h. 計 $e + d + f + g$ ×0.5+e(注3)
市町村の機関	8,188	647	10,217	921	27,700.5	1,660.5	1,499.0	6,412.0
	(8,142)	(597)	(10,228)	(856)	(27,537.0)	(1,754.0)	(1,432.5)	(5,566.0)

注 2①②の表と同じ

【参考】市町村の機関における障害部位別の雇用身体障害者数

市町村の機関	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害		音声・言語・そしゃく機能障害		肢体不自由		内部障害		※実人数						
	視力障害	視野障害	視覚又は平衡機能障害	聴覚又は平衡機能障害	上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害		呼吸器機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害		
計	19,973	506	440	1,588	161	2,587	5,813	1,086	1,038	609	95	3,400	1,686	588	155	95	126

(4) 都道府県等の教育委員会 (法定雇用率2.5%)

① 概況

① 機関数 区分	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)		③ 障害者の数		④ 実雇用率		⑤ 法定雇用率達成機関の数		⑥ 法定雇用率達成機関の割合		
	機関	人	A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注4)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5 (注2)	F. うち新規雇用分(注6)	人	%	機関
計	95	726,615.5	3,907	250	8,710	450	16,999.0	2,257.0	64	67.4	
都道府県教育委員会	47	638,830.0	3,483	231	7,514	410	14,938.0	1,998.5	31	66.0	
市町村教育委員会	48	87,785.5	414	19	1,196	40	2,063.0	258.5	33	68.8	

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

① 障害者の数 区分	② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数		⑤ 計	
	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者以外の身体障害者(注4)	c. 重度身体障害者以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇用分(注6)	g. うち新規雇用分(注6)	h. うち新規雇用分(注6)
計	3,822	240	4,333	330	12,382.0	1,062.0	85	10
都道府県教育委員会	3,418	221	3,768	292	10,971.0	940.0	75	10
市町村教育委員会	2,063.0	404	565	38	1,411.0	122.0	10	0

注 2(1)②の表と同じ

【参考】都道府県等の教育委員会における障害部位別の雇用身体障害者数

都道府県等の教育委員会	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害		音声・言語・ろくろく機能障害		肢体不自由				内部障害				※実人数		
	視力障害	視野障害	聴覚障害	平衡機能障害	音声・言語・ろくろく機能障害	上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	小腸機能障害		膀胱機能障害	肝臓機能障害
計	8,724	778	311	991	74	939	1,847	420	443	176	1,461	787	42	309	43	50	53

※「計」欄には、障害部位別の雇用身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用労働者数の算定の基礎となる労働者数(注1)		③ 障害者の数		④ 雇用率		⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
		A. 重度身体障害者及び知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び知的障害者(注3)	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注3)	E. $A+B+C+D \times 0.5$ (注2)	F. うち新規雇用分(注6)		
計	369	467,326.5	2,884	6,763	259	12,879.5	1,538.5	308	83.5
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	93	218,020.5	1,375	3,336	177	6,294.5	769.0	80	86.0
国立大学法人等	86	149,826.0	998	2,043	29	4,096.5	438.5	77	89.5
地方独立行政法人等	190	99,480.0	511	1,364	53	2,488.5	331.0	151	79.5
	(188)	(89,101.5)	(487)	(1,235)	(67)	(2,285.5)	(348.5)	(144)	(76.6)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数		I. 計		
	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度以外の身体障害者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者(注4)	e. 重度以外の知的障害者(注4)	f. うち新規雇用分(注6)	g. うち新規雇用分(注6)	h. うち新規雇用分(注6)			
計	2,440	2,815	214	8,028.0	787.0	435	13	965	355	2,983.0	574.0
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	1,302	1,557	145	4,348.5	461.5	73	5	274	189	1,505.0	273.0
国立大学法人等	705	717	27	2,178.5	179.5	293	5	472	54	854.0	167.0
地方独立行政法人等	442	541	42	1,499.0	156.0	69	3	219	112	624.0	134.0
	(418)	(40)	(35)	(1,407.5)	(149.0)	(69)	(3)	(206)	(82)	(527.5)	(100.0)

(注)表の注

- ①欄の「障害者の数」とは②③④欄及び⑤欄の計である。
- ②③④欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに⑤欄の精神障害者6欄(注5参照)に該当する者」とは、短時間労働者(注7)である。また、④d欄の「うち新規雇用分(注6)」は、令和4年6月1日現在の数値である。
- ②③d欄の「うち新規雇用分(注6)」は、令和4年6月1日現在の数値である。
- ②③のac欄及び⑤c欄は、週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び⑤d欄は、週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者である。
- ⑤e欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。ただし、令和4年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 令和4年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- ②③d欄及び⑤d欄の「うち新規雇用分(注6)」は、令和4年6月1日現在の数値である。

※「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。

(注)表の注

- ①欄の「法定雇用労働者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外労働者(身体障害者、知的障害者及び精神障害者)を除いた労働者数を指す。
- ②A欄の「重度身体障害者及び知的障害者」とは、法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者である。
- C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。ただし、令和4年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者を含むものとしていた。
- ②令和4年6月2日以後に採用された者であること。
- D欄の「うち新規雇用分(注6)」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れた労働者数である。
- ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

【参考】独立行政法人等における障害者別別の雇用身体障害者数

独立行政法人等	障害者又は平衡機能障害者			※要人数	
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由	内部障害
計	5,646	335	488	67	1,792

※「計」欄には、障害者別別の雇用身体障害者数について表記入の場合は含まれない。

4 公的機関の状況

(1) 国の機関の状況（法定雇用率2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	340,707.5	9,940.0	2.92	0.0	
行政機関合計	311,259.0	9,121.5	2.93	0.0	
内閣官房	1,515.5	46.0	3.04	0.0	
内閣法制局	80.5	2.0	2.48	0.0	
内閣府	3,451.0	93.0	2.69	0.0	
宮内庁	1,195.5	42.0	3.51	0.0	
公正取引委員会	890.5	26.0	2.92	0.0	
警察庁	2,266.0	72.5	3.20	0.0	
個人情報保護委員会	220.0	6.0	2.73	0.0	
カジノ管理委員会	180.0	4.0	2.22	0.0	
金融庁	1,752.5	50.0	2.85	0.0	
消費者庁	515.5	17.0	3.30	0.0	
子ども家庭庁	507.5	17.0	3.35	0.0	注5
デジタル庁	754.5	19.0	2.52	0.0	
復興庁	201.0	6.0	2.99	0.0	
総務省	5,207.0	153.5	2.95	0.0	特例承認あり 注4
法務省	33,685.0	952.0	2.83	0.0	
出入国在留管理庁	5,056.0	133.5	2.64	0.0	
公安調査庁	1,754.0	49.0	2.79	0.0	
外務省	3,557.5	155.5	4.37	0.0	
財務省	12,436.0	359.5	2.89	0.0	
国税庁	61,851.5	1,808.5	2.92	0.0	
文部科学省	2,837.5	75.0	2.64	0.0	特例承認あり 注4
厚生労働省	60,075.0	1,816.5	3.02	0.0	
農林水産省	15,759.5	450.5	2.86	0.0	
林野庁	4,684.5	139.5	2.98	0.0	
水産庁	822.5	23.0	2.80	0.0	
経済産業省	6,619.5	188.0	2.84	0.0	特例承認あり 注4
特許庁	3,524.5	96.5	2.74	0.0	
国土交通省	42,441.0	1,225.5	2.89	0.0	
観光庁	263.0	9.0	3.42	0.0	
気象庁	4,788.0	147.0	3.07	0.0	
運輸安全委員会	189.0	10.0	5.29	0.0	
海上保安庁	294.0	19.0	6.46	0.0	
環境省	2,984.5	91.0	3.05	0.0	
原子力規制委員会	1,225.0	43.0	3.51	0.0	
防衛省	24,024.0	663.5	2.76	0.0	
防衛装備庁	1,713.0	49.5	2.89	0.0	
人事院	670.5	20.0	2.98	0.0	
会計検査院	1,267.0	43.0	3.39	0.0	
立法機関合計	4,011.0	115.0	2.87	0.0	
衆議院事務局	1,622.5	46.0	2.84	0.0	
衆議院法制局	90.0	2.0	2.22	0.0	
参議院事務局	1,253.0	34.0	2.71	0.0	
参議院法制局	67.0	1.0	1.49	0.0	
国立国会図書館	978.5	32.0	3.27	0.0	
司法機関合計	25,437.5	703.5	2.77	0.0	
裁判所	25,437.5	703.5	2.77	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、短時間勤務職員である精神障害者については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。
- 5 こども家庭庁は、令和5年4月1日付けで発足したため、本年6月1日現在の任免状況通報書より通報対象となる。
- 6 この集計は、令和5年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

特例承認一覧

省庁	外局等	
総務省	公害等調整委員会	消防庁
文部科学省	文化庁	スポーツ庁
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁

(2) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	279,375.0	8,267.5	2.96	0.0	
北海道	12,844.0	365.0	2.84	0.0	
青森県	3,957.5	116.0	2.93	0.0	
岩手県	5,024.5	144.0	2.87	0.0	
宮城県	5,464.5	167.0	3.06	0.0	特例認定あり 注4
秋田県	4,126.5	128.5	3.11	0.0	特例認定あり 注4
山形県	7,315.5	222.0	3.03	0.0	特例認定あり 注4
福島県	6,060.0	173.0	2.85	0.0	
茨城県	5,848.5	192.5	3.29	0.0	
栃木県	5,247.5	170.0	3.24	0.0	特例認定あり 注4
群馬県	4,767.0	138.0	2.89	0.0	
埼玉県	7,757.5	214.5	2.77	0.0	
千葉県	9,039.0	270.0	2.99	0.0	特例認定あり 注4
東京都	22,447.0	726.0	3.23	0.0	
神奈川県	8,099.0	237.0	2.93	0.0	特例認定あり 注4
新潟県	5,885.5	172.0	2.92	0.0	特例認定あり 注4
富山県	4,745.0	126.5	2.67	0.0	特例認定あり 注4
石川県	5,241.5	145.0	2.77	0.0	特例認定あり 注4
福井県	4,445.0	142.5	3.21	0.0	
山梨県	4,011.0	127.0	3.17	0.0	
長野県	6,054.0	190.5	3.15	0.0	特例認定あり 注4
岐阜県	5,478.5	166.5	3.04	0.0	
静岡県	6,415.0	170.0	2.65	0.0	特例認定あり 注4
愛知県	9,896.5	294.5	2.98	0.0	
三重県	4,984.0	138.5	2.78	0.0	特例認定あり 注4
滋賀県	4,799.0	134.0	2.79	0.0	特例認定あり 注4
京都府	4,898.0	128.0	2.61	0.0	
大阪府	8,461.5	295.5	3.49	0.0	特例認定あり 注4
兵庫県	7,162.0	196.5	2.74	0.0	特例認定あり 注4
奈良県	4,268.0	118.5	2.78	0.0	特例認定あり 注4
和歌山県	4,171.5	118.5	2.84	0.0	特例認定あり 注4
鳥取県	3,753.0	130.5	3.48	0.0	特例認定あり 注4
島根県	4,174.0	112.5	2.70	0.0	特例認定あり 注4
岡山県	4,488.5	129.0	2.87	0.0	特例認定あり 注4
広島県	6,593.0	173.5	2.63	0.0	特例認定あり 注4
山口県	3,844.5	112.0	2.91	0.0	特例認定あり 注4
徳島県	3,511.0	105.5	3.00	0.0	
香川県	5,006.0	138.0	2.76	0.0	特例認定あり 注4
愛媛県	4,572.5	131.0	2.86	0.0	特例認定あり 注4
高知県	4,005.0	122.5	3.06	0.0	
福岡県	8,080.0	264.5	3.27	0.0	特例認定あり 注4
佐賀県	3,890.0	111.0	2.85	0.0	
長崎県	4,317.5	120.0	2.78	0.0	
熊本県	4,750.5	144.5	3.04	0.0	
大分県	4,075.5	115.5	2.83	0.0	
宮崎県	4,242.0	114.0	2.69	0.0	
鹿児島県	5,755.5	152.5	2.65	0.0	
沖縄県	5,402.5	163.5	3.03	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、短時間勤務職員である精神障害者については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 この集計は、令和5年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県労働委員会事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事務局		
新潟県	新潟県議会事務局			
静岡県	静岡県企業局	静岡県議会事務局		
山口県	山口県企業局			
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局		
島根県	島根県企業局			
鳥取県	鳥取県企業局			
福岡県	福岡県議会事務局			
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事務局		
香川県	香川県病院局	香川県議会事務局		
栃木県	栃木県企業局	栃木県議会事務局		
富山県	富山県企業局			
千葉県	千葉県議会事務局			
長野県	長野県企業局			
兵庫県	兵庫県議会事務局			
岡山県	岡山県企業局			
三重県	三重県議会事務局			
大阪府	大阪府議会事務局			
神奈川県	神奈川県監査事務局			
石川県	石川県議会事務局			
宮城県	宮城県企業局	宮城県議会事務局		
愛媛県	愛媛県議会事務局			
和歌山県	和歌山県議会事務局			
秋田県	秋田県議会事務局	秋田県人事委員会事務局	秋田県監定委員会事務局	

(3) その他の都道府県機関の状況（法定雇用率2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	80,128.0	2,360.0	2.95	57.0	
北海道企業局	104.0	2.0	1.92	0.0	
北海道道立病院局	460.5	13.0	2.82	0.0	
北海道議会議事務局	87.0	2.0	2.30	0.0	
北海道監査委員事務局	50.0	2.0	4.00	0.0	
北海道警察本部	1,413.5	41.0	2.90	0.0	
青森県病院局	953.0	19.0	1.99	5.0	
青森県警察本部	390.5	14.5	3.71	0.0	
岩手県企業局	117.0	5.0	4.27	0.0	
岩手県医療局	4,369.5	113.5	2.60	0.0	
岩手県警察本部	395.0	11.5	2.91	0.0	
宮城県警察本部	648.0	23.5	3.63	0.0	
秋田県警察本部	379.5	13.5	3.56	0.0	
秋田県公営企業	120.0	4.0	3.33	0.0	
山形県警察本部	439.0	18.0	4.10	0.0	
福島県病院局	286.5	7.0	2.44	0.0	
福島県警察本部	607.5	18.0	2.96	0.0	
茨城県企業局	207.5	5.0	2.41	0.0	
茨城県病院局	692.0	21.0	3.03	0.0	
茨城県議会議事務局	46.0	3.0	6.52	0.0	
茨城県警察本部	676.0	21.0	3.11	0.0	
栃木県警察本部	592.0	20.0	3.38	0.0	
群馬県企業局	316.5	10.0	3.16	0.0	
群馬県病院局	869.0	22.0	2.53	0.0	
群馬県警察本部	540.5	18.5	3.42	0.0	
埼玉県企業局	428.5	14.0	3.27	0.0	
埼玉県下水道局	115.5	4.0	3.46	0.0	
埼玉県議会議事務局	68.0	2.0	2.94	0.0	
埼玉県警察本部	1,537.5	44.0	2.86	0.0	
千葉県病院局	1,410.0	42.0	2.98	0.0	
千葉県企業局	1,234.0	39.0	3.16	0.0	
千葉県競馬組合	65.5	1.0	1.53	0.0	
千葉県警察本部	1,548.5	44.0	2.84	0.0	
東京都議会議事局	159.5	6.0	3.76	0.0	
東京都人事委員会	62.5	5.0	8.00	0.0	
東京都監査事務局	90.0	3.0	3.33	0.0	
東京都交通局	2,063.0	90.0	4.36	0.0	
東京都水道局	2,663.5	87.0	3.27	0.0	
東京都下水道局	1,427.5	55.0	3.85	0.0	
警視庁	4,828.5	132.5	2.74	0.0	
東京消防庁	967.0	37.0	3.83	0.0	
神奈川県企業庁	1,006.0	30.0	2.98	0.0	
神奈川県内広域水道企業団	243.0	6.0	2.47	0.0	
神奈川県議会議事局	84.5	3.0	3.55	0.0	
神奈川県警察本部	2,191.5	70.5	3.22	0.0	
新潟県企業局	109.5	3.0	2.74	0.0	
新潟県病院局	2,190.5	67.5	3.08	0.0	
新潟県警察本部	582.5	18.0	3.09	0.0	
富山県警察本部	421.0	13.0	3.09	0.0	
石川県警察本部	439.5	12.0	2.73	0.0	
福井県警察本部	406.5	17.5	4.31	0.0	
山梨県企業局	70.0	4.0	5.71	0.0	
山梨県警察本部	472.5	16.0	3.39	0.0	
長野県警察本部	606.0	18.5	3.05	0.0	
長野県議会議事務局	39.5	1.0	2.53	0.0	
岐阜県警察本部	606.0	21.0	3.47	0.0	
静岡県立静岡がんセンター	891.5	24.0	2.69	0.0	
静岡県警察本部	938.5	29.5	3.14	0.0	
愛知県企業庁	359.0	13.0	3.62	0.0	
愛知県病院事業庁	912.5	29.5	3.23	0.0	
名古屋港管理組合	444.0	15.0	3.38	0.0	
愛知県競馬組合	65.5	1.5	2.29	0.0	
愛知県議会議事務局	68.0	1.0	1.47	0.0	
愛知県警察本部	1,190.5	32.0	2.69	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
三重県企業庁	136.5	4.0	2.93	0.0	
三重県病院事業庁	169.5	7.0	4.13	0.0	
四日市港管理組合	102.0	3.5	3.43	0.0	
三重県警察本部	461.5	16.5	3.58	0.0	
滋賀県議会事務局	40.0	1.0	2.50	0.0	
滋賀県警察本部	357.5	10.0	2.80	0.0	
京都府公営企業	134.0	2.0	1.49	1.0	
京都府警察本部	739.0	17.5	2.37	1.5	
大阪府警察本部	2,407.5	56.5	2.35	5.5	注4①
兵庫県企業庁	161.5	7.0	4.33	0.0	
兵庫県病院局	4,580.5	84.5	1.84	34.5	
兵庫県警察本部	1,079.0	35.0	3.24	0.0	
奈良県警察本部	391.0	13.5	3.45	0.0	
南和広域医療企業団	351.0	8.0	2.28	1.0	
和歌山県警察本部	413.5	13.0	3.14	0.0	
鳥取県病院局	990.0	27.0	2.73	0.0	
鳥取県警察本部	313.0	9.0	2.88	0.0	
島根県病院局	794.0	17.0	2.14	3.0	注4②
島根県警察本部	348.0	8.0	2.30	1.0	
岡山県警察本部	649.0	19.0	2.93	0.0	
広島県警察本部	624.0	16.5	2.64	0.0	
山口県議会事務局	46.0	1.0	2.17	0.0	
山口県警察本部	519.0	13.0	2.50	0.0	
徳島県企業局	128.5	3.5	2.72	0.0	
徳島県病院局	688.5	17.5	2.54	0.0	
徳島県警察本部	390.0	12.0	3.08	0.0	
香川県警察本部	430.5	9.0	2.09	2.0	
愛媛県公営企業管理局	1,544.0	48.0	3.11	0.0	
愛媛県警察本部	448.5	19.0	4.24	0.0	
高知県公営企業局	570.5	18.0	3.16	0.0	
高知県・高知市病院企業団	634.0	15.0	2.37	1.0	
高知県警察本部	375.0	13.0	3.47	0.0	
福岡県警察本部	1,100.5	32.5	2.95	0.0	
佐賀県競馬組合	45.0	1.0	2.22	0.0	
佐賀県警察本部	349.5	12.5	3.58	0.0	
長崎県交通局	186.0	5.0	2.69	0.0	
長崎県病院企業団	1,293.5	39.0	3.02	0.0	
長崎県警察本部	487.5	17.0	3.49	0.0	
熊本県警察本部	510.0	19.5	3.82	0.0	
熊本県企業局	44.0	3.0	6.82	0.0	
熊本県病院局	56.0	1.0	1.79	0.0	
大分県企業局	75.5	2.0	2.65	0.0	
大分県病院局	475.0	16.0	3.37	0.0	
大分県警察本部	403.5	11.5	2.85	0.0	
宮崎県企業局	106.0	3.0	2.83	0.0	
宮崎県病院局	1,133.5	27.5	2.43	1.5	注4③
宮崎県警察本部	405.0	12.0	2.96	0.0	
鹿児島県立病院局	958.5	27.0	2.82	0.0	
鹿児島県警察本部	468.5	13.0	2.77	0.0	
沖縄県企業局	272.0	9.0	3.31	0.0	
沖縄県議会事務局	55.0	2.0	3.64	0.0	
沖縄県病院事業局	2,428.5	66.0	2.72	0.0	
沖縄県警察本部	491.5	16.0	3.26	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、短時間勤務職員である精神障害者については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 ①大阪府警察本部においては、11月1日時点において、障害者の数62.5人、実雇用率2.60%、不足数0.0人となっている。
②島根県病院局においては、11月1日時点において、障害者の数20.0人、実雇用率2.53%、不足数0.0人となっている。
③宮崎県病院局においては、12月1日時点において、障害者の数29.5人、実雇用率2.60%、不足数0.0人となっている。
- 5 この集計は、令和5年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

(4) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	638,830.0	14,936.0	2.34	1,455.5	
北海道	30,185.5	743.0	2.46	11.0	
青森県	9,424.5	213.5	2.27	21.5	
岩手県	8,797.0	222.5	2.53	0.0	
宮城県	11,488.5	301.5	2.62	0.0	
秋田県	7,307.0	194.0	2.65	0.0	
山形県	7,473.5	186.5	2.50	0.0	
福島県	12,282.0	252.5	2.06	54.5	
茨城県	19,126.0	504.0	2.64	0.0	
栃木県	12,783.5	345.0	2.70	0.0	
群馬県	11,689.5	308.0	2.63	0.0	
埼玉県	31,129.5	799.0	2.57	0.0	
千葉県	29,349.0	760.5	2.59	0.0	
東京都	49,623.0	965.5	1.95	274.5	
神奈川県	24,494.5	634.5	2.59	0.0	
新潟県	12,444.0	282.0	2.27	29.0	
富山県	6,867.0	175.0	2.55	0.0	
石川県	6,920.0	184.0	2.66	0.0	
福井県	5,454.5	151.5	2.78	0.0	
山梨県	6,463.5	173.5	2.68	0.0	
長野県	13,397.0	343.5	2.56	0.0	
岐阜県	12,943.0	324.0	2.50	0.0	
静岡県	16,006.5	329.0	2.06	71.0	
愛知県	32,921.0	535.0	1.63	288.0	
三重県	12,132.0	327.0	2.70	0.0	
滋賀県	9,507.0	241.0	2.53	0.0	
京都府	10,104.0	182.0	1.80	70.0	
大阪府	31,847.0	665.5	2.09	130.5	
兵庫県	25,366.5	431.0	1.70	203.0	
奈良県	8,019.0	155.5	1.94	44.5	
和歌山県	7,175.0	188.5	2.63	0.0	
鳥取県	5,124.0	141.0	2.75	0.0	
島根県	6,618.5	164.0	2.48	1.0	注4
岡山県	10,344.0	271.0	2.62	0.0	
広島県	12,638.5	339.0	2.68	0.0	
山口県	8,482.5	213.0	2.51	0.0	
徳島県	5,173.0	138.5	2.68	0.0	
香川県	6,562.0	164.5	2.51	0.0	
愛媛県	8,617.5	252.0	2.92	0.0	
高知県	6,496.0	184.0	2.83	0.0	
福岡県	18,237.0	335.5	1.84	119.5	
佐賀県	7,681.5	200.5	2.61	0.0	
長崎県	9,194.0	196.0	2.13	33.0	
熊本県	9,546.0	276.0	2.89	0.0	
大分県	8,502.0	226.0	2.66	0.0	
宮崎県	8,045.5	177.5	2.21	23.5	
鹿児島県	12,861.0	321.5	2.50	0.0	
沖縄県	11,987.0	218.0	1.82	81.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、短時間勤務職員である精神障害者については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 島根県教育委員会においては、11月1日時点において、障害者の数167.0人、実雇用率2.51%、不足数0.0人となっている。

5 この集計は、令和5年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

(5) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	367,846.5	10,391.0	2.82	82.0	
医薬基盤・健康・栄養研究所	321.0	10.0	3.12	0.0	
宇宙航空研究開発機構	2,040.5	53.0	2.60	0.0	
海上・港湾・航空技術研究所	474.5	12.0	2.53	0.0	
海洋研究開発機構	893.0	26.0	2.91	0.0	
科学技術振興機構	1,435.0	41.5	2.89	0.0	
建築研究所	143.0	4.0	2.80	0.0	
国際農林水産業研究センター	300.0	8.5	2.83	0.0	
国立環境研究所	798.0	23.0	2.88	0.0	
国立がん研究センター	2,653.0	83.0	3.13	0.0	
国立国際医療研究センター	2,049.5	58.0	2.83	0.0	
国立循環器病研究センター	1,252.0	32.0	2.56	0.0	
国立成育医療研究センター	1,261.5	32.0	2.54	0.0	
国立精神・神経医療研究センター	891.5	29.5	3.31	0.0	
国立長寿医療研究センター	640.0	17.0	2.66	0.0	
産業技術総合研究所	5,171.0	151.0	2.92	0.0	
情報通信研究機構	1,230.0	31.0	2.52	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1,172.0	32.0	2.73	0.0	
森林研究・整備機構	1,254.0	45.0	3.59	0.0	
水産研究・教育機構	1,443.0	29.5	2.04	7.5	
土木研究所	600.5	20.0	3.33	0.0	
日本医療研究開発機構	614.0	21.0	3.42	0.0	
日本原子力研究開発機構	4,069.0	110.5	2.72	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	4,651.5	139.0	2.99	0.0	
物質・材料研究機構	1,217.0	32.0	2.63	0.0	
防災科学技術研究所	345.0	12.0	3.48	0.0	
理化学研究所	3,895.0	106.5	2.73	0.0	
量子科学技術研究開発機構	1,479.5	34.5	2.33	3.5	
奄美群島振興開発基金	—	—	—	—	注4
医薬品医療機器総合機構	1,434.5	41.0	2.86	0.0	
海技教育機構	331.0	13.0	3.93	0.0	
家畜改良センター	868.5	27.5	3.17	0.0	
環境再生保全機構	187.5	6.0	3.20	0.0	
教職員支援機構	70.0	4.0	5.71	0.0	
勤労者退職金共済機構	326.0	10.0	3.07	0.0	
空港周辺整備機構	—	—	—	—	注4
経済産業研究所	88.5	2.0	2.26	0.0	
工業所有権情報・研修館	193.5	4.0	2.07	1.0	注5①
航空大学校	135.0	4.0	2.96	0.0	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	6,233.5	253.5	4.07	0.0	
国際観光振興機構	256.0	4.0	1.56	2.0	注5②
国際協力機構	3,289.5	81.0	2.46	4.0	注5③
国際交流基金	571.5	18.0	3.15	0.0	
国民生活センター	211.0	5.0	2.37	0.0	
国立印刷局	4,171.5	138.0	3.31	0.0	
国立科学博物館	226.5	5.0	2.21	0.0	
国立高等専門学校機構	5,007.5	129.0	2.58	1.0	注5④
国立公文書館	168.0	3.0	1.79	1.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	266.5	8.0	3.00	0.0	
国立女性教育会館	41.0	1.0	2.44	0.0	
国立青少年教育振興機構	655.0	18.5	2.82	0.0	
国立特別支援教育総合研究所	87.0	2.0	2.30	0.0	
国立美術館	335.5	5.0	1.49	3.0	注5⑤
国立病院機構	54,063.5	1,544.0	2.86	0.0	
国立文化財機構	782.0	25.0	3.20	0.0	
自動車技術総合機構	1,396.5	51.0	3.65	0.0	
自動車事故対策機構	443.0	14.0	3.16	0.0	
住宅金融支援機構	957.0	26.5	2.77	0.0	
酒類総合研究所	74.5	1.0	1.34	0.0	
情報処理推進機構	363.5	10.0	2.75	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
製品評価技術基盤機構	576.0	12.0	2.08	2.0	注5⑥
エネルギー・金属鉱物資源機構	868.0	25.0	2.88	0.0	
造幣局	922.5	27.0	2.93	0.0	
大学改革支援・学位授与機構	200.5	6.0	2.99	0.0	
大学入試センター	139.0	5.0	3.60	0.0	
地域医療機能推進機構	19,209.5	540.0	2.81	0.0	
中小企業基盤整備機構	1,020.0	27.5	2.70	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	322.0	8.0	2.48	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,688.5	50.0	2.96	0.0	
統計センター	786.5	23.0	2.92	0.0	
都市再生機構	3,670.0	107.5	2.93	0.0	
日本学術振興会	256.5	5.0	1.95	1.0	注5⑦
日本学生支援機構	744.0	18.0	2.42	1.0	
日本芸術文化振興会	417.0	11.0	2.64	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構	—	—	—	—	注4
日本スポーツ振興センター	802.5	20.0	2.49	0.0	
日本貿易振興機構	1,427.0	29.0	2.03	8.0	注5⑧
農業者年金基金	86.0	2.0	2.33	0.0	
農畜産業振興機構	256.0	7.0	2.73	0.0	
農林漁業信用基金	107.0	3.0	2.80	0.0	
農林水産消費安全技術センター	653.0	17.0	2.60	0.0	
福祉医療機構	307.5	10.0	3.25	0.0	
北方領土問題対策協会	—	—	—	—	注4
水資源機構	1,549.5	46.5	3.00	0.0	
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	44.0	1.0	2.27	0.0	
労働者健康安全機構	14,885.5	446.0	3.00	0.0	
労働政策研究・研修機構	142.0	6.0	4.23	0.0	
年金積立金管理運用	161.5	4.0	2.48	0.0	
北海道大学	4,963.0	114.0	2.30	15.0	注5⑨
北海道教育大学	628.0	18.0	2.87	0.0	
室蘭工業大学	242.0	6.0	2.48	0.0	
北海道国立大学機構	578.5	16.0	2.77	0.0	
旭川医科大学	1,390.0	36.0	2.59	0.0	
弘前大学	1,836.5	48.0	2.61	0.0	
岩手大学	649.0	17.0	2.62	0.0	
東北大学	6,393.0	194.0	3.03	0.0	
宮城教育大学	228.0	5.0	2.19	0.0	
秋田大学	1,698.0	46.0	2.71	0.0	
山形大学	1,892.0	48.5	2.56	0.5	注5⑩
福島大学	426.5	14.0	3.28	0.0	
茨城大学	638.0	22.0	3.45	0.0	
筑波大学	3,915.0	113.0	2.89	0.0	
筑波技術大学	136.5	27.5	20.15	0.0	
宇都宮大学	551.5	17.0	3.08	0.0	
群馬大学	2,226.0	59.0	2.65	0.0	
埼玉大学	632.5	19.0	3.00	0.0	
千葉大学	3,253.0	88.5	2.72	0.0	
東京大学	9,969.5	287.5	2.88	0.0	
東京医科歯科大学	2,430.5	65.0	2.67	0.0	
東京外国語大学	332.0	10.0	3.01	0.0	
東京学芸大学	723.5	20.0	2.76	0.0	
東京農工大学	654.0	19.0	2.91	0.0	
東京芸術大学	458.5	12.0	2.62	0.0	
東京工業大学	2,010.0	52.5	2.61	0.0	
東京海洋大学	350.5	10.0	2.85	0.0	
お茶の水女子大学	378.5	9.0	2.38	0.0	
電気通信大学	460.5	14.0	3.04	0.0	
一橋大学	559.0	15.0	2.68	0.0	
横浜国立大学	860.0	23.5	2.73	0.0	
新潟大学	2,864.0	84.0	2.93	0.0	
長岡技術科学大学	331.5	11.0	3.32	0.0	
上越教育大学	241.0	7.0	2.90	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
富山大学	2,168.0	55.0	2.54	1.0	注5①
金沢大学	2,831.5	81.0	2.86	0.0	
福井大学	1,844.5	47.0	2.55	0.0	
山梨大学	1,857.0	43.5	2.34	4.5	
信州大学	2,527.0	66.5	2.63	0.0	
静岡大学	1,003.0	26.0	2.59	0.0	
浜松医科大学	1,611.5	39.0	2.42	2.0	注5②
東海国立大学機構	7,007.0	192.5	2.75	0.0	
愛知教育大学	475.0	14.0	2.95	0.0	
名古屋工業大学	492.0	14.0	2.85	0.0	
豊橋技術科学大学	336.0	10.0	2.98	0.0	
三重大学	2,242.5	58.0	2.59	0.0	
滋賀大学	350.5	10.0	2.85	0.0	
滋賀医科大学	1,447.0	38.0	2.63	0.0	
京都大学	6,942.0	187.0	2.69	0.0	
京都教育大学	282.5	7.0	2.48	0.0	
京都工芸繊維大学	370.0	8.0	2.16	1.0	注5③
大阪大学	6,304.0	169.5	2.69	0.0	
大阪教育大学	571.5	16.0	2.80	0.0	
兵庫教育大学	257.0	8.0	3.11	0.0	
神戸大学	3,788.5	100.0	2.64	0.0	
奈良国立大学機構	536.0	14.0	2.61	0.0	
和歌山大学	363.0	12.0	3.31	0.0	
鳥取大学	2,173.0	58.0	2.67	0.0	
島根大学	2,044.5	57.0	2.79	0.0	
岡山大学	3,456.0	99.5	2.88	0.0	
広島大学	3,935.5	108.5	2.76	0.0	
山口大学	2,467.5	69.5	2.82	0.0	
徳島大学	2,333.5	65.0	2.79	0.0	
鳴門教育大学	261.5	10.0	3.82	0.0	
香川大学	1,973.0	54.0	2.74	0.0	
愛媛大学	2,214.5	62.0	2.80	0.0	
高知大学	1,786.0	50.0	2.80	0.0	
福岡教育大学	329.5	9.0	2.73	0.0	
九州大学	5,568.0	156.0	2.80	0.0	
九州工業大学	587.5	16.0	2.72	0.0	
佐賀大学	1,832.0	47.0	2.57	0.0	
長崎大学	2,861.5	57.0	1.99	17.0	
熊本大学	2,536.5	66.0	2.60	0.0	
大分大学	1,832.0	49.0	2.67	0.0	
宮崎大学	2,006.5	48.0	2.39	4.0	注5④
鹿児島大学	2,554.5	68.5	2.68	0.0	
鹿屋体育大学	127.5	3.0	2.35	0.0	
琉球大学	2,193.5	58.0	2.64	0.0	
政策研究大学院大学	123.0	2.0	1.63	1.0	
総合研究大学院大学	75.5	1.0	1.32	0.0	
北陸先端科学技術大学院大学	283.0	7.0	2.47	0.0	
奈良先端科学技術大学院大学	376.5	13.0	3.45	0.0	
高エネルギー加速器研究機構	971.5	27.5	2.83	0.0	
自然科学研究機構	1,049.5	32.5	3.10	0.0	
情報・システム研究機構	753.5	19.5	2.59	0.0	
人間文化研究機構	612.5	19.0	3.10	0.0	
日本司法支援センター	1,214.5	36.0	2.96	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
日本私立学校振興・共済事業団	1,618.0	44.0	2.72	0.0	
沖縄振興開発金融公庫	260.5	7.0	2.69	0.0	
株式会社 国際協力銀行	725.0	21.0	2.90	0.0	
株式会社 日本政策金融公庫	8,356.5	242.0	2.90	0.0	
株式会社 日本貿易保険	237.0	8.0	3.38	0.0	
沖縄科学技術大学院大学学園	658.0	19.0	2.89	0.0	
日本年金機構	23,257.0	678.5	2.92	0.0	
福島国際研究教育機構	52.0	0.0	0.00	1.0	
全国健康保険協会	4,872.0	135.0	2.77	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、短時間労働者である精神障害者については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 これらの法人においては、労働者数が38.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 5 ①工業所有権情報・研修館においては、12月1日時点において、障害者の数6.0人、実雇用率3.05%、不足数0.0人となっている。
②国際観光振興機構においては、12月1日時点において、障害者の数6.0人、実雇用率2.34%、不足数0.0人となっている。
③国際協力機構においては、10月1日時点において、障害者の数87.0人、実雇用率2.62%、不足数0.0人となっている。
④国立高等専門学校機構においては、10月31日時点において、障害者の数131.0人、実雇用率2.59%、不足数0.0人となっている。
⑤国立美術館においては、11月1日時点において、障害者の数9.0人、実雇用率2.68%、不足数0.0人となっている。
⑥製品評価技術基盤機構においては、11月30日時点において、障害者の数15.0人、実雇用率2.57%、不足数0.0人となっている。
⑦日本学術振興会においては、7月1日時点において、障害者の数6.0人、実雇用率2.33%、不足数0.0人となっている。
⑧日本貿易振興機構においては、11月16日時点において、障害者の数37.0人、実雇用率2.54%、不足数0.0人となっている。
⑨北海道大学においては、12月1日時点において、障害者の数131.0人、実雇用率2.64%、不足数0.0人となっている。
⑩山形大学においては、11月1日時点において、障害者の数48.5人、実雇用率2.63%、不足数0.0人となっている。
⑪富山大学においては、10月1日時点において、障害者の数56.0人、実雇用率2.58%、不足数0.0人となっている。
⑫浜松医科大学においては、12月1日時点において、障害者の数41.0人、実雇用率2.58%、不足数0.0人となっている。
⑬京都工芸繊維大学においては、7月10日時点において、障害者の数9.0人、実雇用率2.45%、不足数0.0人となっている。
⑭宮崎大学においては、12月1日時点において、障害者の数52.0人、実雇用率2.59%、不足数0.0人となっている。
- 6 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。
- 7 この集計は、令和5年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

いわゆる障害者雇用ビジネス^(※)に係る実態把握の取組について

実態把握の概要

- 令和4年1月、都道府県労働局に対し、障害者雇用ビジネス実施事業者やその利用企業の実態把握を行うことを指示。以降、以下のとおり、継続的に実態把握を行うとともに必要な支援を実施。
 - 業務内容・業務量、雇用期間・労働時間等の労働条件、雇用管理の状況（勤怠管理・業務指示の流れ等）等を把握。
 - 必要に応じ、関係機関と連携し、同一の就業場所や利用企業を繰り返し訪問。
 - 事業主や障害者雇用ビジネス実施事業者に対し、障害者雇用促進法の基本理念や事業主の責務についての理解を促進。
 - 必要に応じ、障害者の能力に応じた業務の選定等について、事業主への支援を実施。

把握状況（令和5年11月末時点）

- ビジネス事業者**32法人**が運営する就業場所**152カ所**を把握（うち**54カ所**訪問）。
- 当該就業場所の利用企業のうち**302社**を特定。うち**56社**について事業所訪問等を実施。

【把握状況の概要】

事業者数	32事業者 ^(※1)
就業場所数	152カ所 ^(※2)
うち農園	110カ所
うちサテライトオフィス	38カ所
利用企業数	1,212以上 ^(※3)
うち社名を把握した企業数	302社 ^(※4)
就業障害者数	7,371以上 ^(※5)

- (※1) 把握する限り、就業場所数が最も多い事業者では46カ所を運営。
また、利用企業が最も多い事業者では567社以上が利用。
- (※2) 労働局による聴取またはビジネス事業者HP等で把握した就業場所数。
このうち労働局等の訪問による実態把握を実施したのはうち54カ所。
- (※3) 把握した就業場所ごとの利用企業数を合計した延べ数。
(同一企業が複数の就業場所を利用する場合は重複計上。
一部、利用企業数を把握できていない就業場所もあるため、1,212以上と表記。) 最も多い就業場所では29社が利用。
- (※4) 複数のビジネス事業者を利用する企業が3社あり、利用企業数としては重複計上。
このうち56社については、労働局等の事業所訪問による実態把握を実施。
- (※5) 労働局による聴取またはビジネス事業者HP等により把握した就業者数。
(HP上に「〇〇人以上」と掲載されているものが多いほか、把握できないものもあるため、7,371人以上と表記。)

(※) 障害者の就業場所となる施設・設備（農園、サテライトオフィス等）及び障害者の業務の提供等を行う事業。
なお、実態把握の取組は、業務の提供等の実施が無いものも含め広く対象としている。

令和5年度における労働局・ハローワークによる指導・助言の実施事案の例①

把握した事案と懸念される課題等（雇用期間）

- 障害者雇用ビジネス実施事業者が、ホームページや利用企業向け説明資料に「無期転換ルールの適用へのリスクがない」という趣旨を記載。利用企業に対する営業として、パソコンのスキルが不足している障害者を利用企業による雇入れ後1年間、当該実施事業者が提供するパソコン研修を受けさせ、研修終了後は利用企業が障害者の雇用を継続するか、又は別の企業に転職してもらうかを選択することができることを説明
 - 無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的としていないか懸念

指導・助言の実施内容

- 障害者雇用ビジネス実施事業者にホームページ等を修正させるとともに、無期雇用転換ルールの適用を意図的に避けることがないよう指導を実施
- 障害者雇用ビジネス実施事業者から利用企業に対して、1年間のパソコン研修終了後も障害者の雇用を継続することや、利用企業の業務に障害者を従事させるよう説明することを依頼

把握した事案と懸念される課題等（勤怠管理、業務指示）

- 障害者雇用ビジネス実施事業者が、ホームページに「週1回の定期報告を行うため、利用企業が障害者の業務内容の把握や労務管理が可能」、「障害者雇用ビジネス実施事業者が障害者の就業内容・就業場所の検討や、業務のやり方の指導等をすべて実施する」などという趣旨を記載
 - 雇用主である利用企業が自らの雇用管理に十分な責任を持つとともに、必要な配慮事項について把握・対応が行われているか懸念
 - 障害者の個々の特性に応じた配慮が必要な事項について、雇用主が主体的に把握や対応をしているかが懸念
 - 障害者雇用ビジネス実施事業者が、障害者への業務指示の伝達等を利用企業から受託して実施することは、業務指示ルートの不明確さにつながる懸念

指導・助言の実施内容

- 障害者雇用ビジネス実施事業者にホームページを修正させるとともに、雇用主である利用企業自らの責任により、障害者の勤務状況の把握、業務の遂行に関する指示・指導・支援を主体的に行う必要があること、障害者の個々の特性に応じた配慮が必要な事項について、利用企業が主体的に把握や対応を行う必要性等を説明
- 障害者雇用ビジネス実施事業者から利用企業に対して、主体的に勤怠管理や業務指示を実施させるよう依頼
- 当該障害者雇用ビジネス実施事業者を利用予定の企業に対して、利用企業が雇用する管理者の配置など主体的な勤怠管理や業務指示の必要性について助言

令和5年度における労働局・ハローワークによる指導・助言の実施事案の例②

把握した事案と懸念される課題等（本社から離れた就業場所で働く障害者の雇用管理等）

- 障害者雇用ビジネスを利用予定の企業からハローワークに、本社から離れた就業場所に係る求人申込み
 - 雇用主の企業が障害者の雇用管理や業務指示等に責任を持つとともに、必要な配慮事項についての把握・対応が適切に行われるかが懸念
 - 本社から離れた就業場所であることから、企業内への配置転換が困難であり、長期的な雇用継続やキャリア形成が行えるか懸念

指導・助言の実施内容

- 障害者の雇用主である利用企業自らが、障害者の勤務状況の把握、業務遂行に関する指示・指導・支援等の業務管理を主体的に行う必要があること、障害者雇用ビジネス実施事業者との契約の期間に関わらず、障害者の雇用の安定を図る必要があること、また、雇用後においても障害者本人の希望等を踏まえた計画的かつ必要な職業能力開発・向上の機会の提供が重要であること等を利用予定の企業に助言